

令和4年度 第4回まちづくり委員会議事録

日時：令和4年12月19日（月）

午後6時00分から午後7時30分まで

場所：役場4階委員会室

1 開 会

- ・委員の出席者は9名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・出席者 委 員：井口 真幸、佐々木 良榮、森部 富士樹、源津 憲昭、村上 真美、
京屋 愛子、小形 健市、大波 太郎、竹内 百合
※敬称略 計9名
事務局：まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 あいさつ

3 議案

(1) 議題

議題1 第6次美瑛町まちづくり総合計画の策定について【まちづくり推進課】

- ・まちづくり推進課から資料に基づいて説明。

(委員)

・前回の第5次のものを見比べてみたところ、非常に分かりやすくなっています。前回は、現状と課題が長い文章になっていました。それが、きちんとまとめられていたので、読む方としてはすごく読みやすかったと思います。

(委員)

・達成目標の指標の数字はどのように算出するのかというのは、担当者が変わっていくので、本編ではなくても別にあるのでしょうか。算出式等、色々条件があると思いますが、そのようなものがある程度共有できるようにしていた方が良いと思います。

・例えば、町内会の参加率の項目と加入率の項目は、2か所別のところに書いてありますが、少し混同しやすい部分がありますし、そのようなことに気が付きました。

(事務局)

・この資料は1ページごとに各課で作成しており、冊子のベースとなるエクセルシートを様式で用意しバックデータとして持っています。そのエクセルシートの中で、各課で数値の根拠を入力するようにしていますので、担当者が変わった場合でもその数値がどのような根拠で算出されたのか分からなくなってしまうことを防ぐようにしています。また、修正が必要な場合はそれを基に作業していくこととなります。

(委員)

- ・良いと思います。

(委員)

・4月に縮刷版が全戸配布されるということですが、この基本計画自体はどこで見ることができますか。

(事務局)

・基本的には、データを役場ホームページにアップさせていただきます。冊子についても印刷する予定ですが、極力紙の印刷は減らそうと考えており、50部程度の印刷にとどめる予定です。必要最低限、町民コーナーや図書館等の主要な公共施設に設置し、基本はデータや印刷したものを見てもらう予定です。

(委員)

・第6次は10か年計画でしょうか。

(事務局)

・令和5年からの10年計画です。

(委員)

中間の見直しは行うのですか。

(事務局)

・当初では中間見直しは設定していません。ただし、社会状況が大きく変わり、見直しをしなければならない場合には、都度見直しを行う予定です。その見直しについても、議会の議決が必要になります。

(委員)

・3つほど言わせてください。

・パブリックコメントは、どの程度出してもらえるか分かりませんが、将来的に増やしていけば良いという考え方で、下川町の2013年におけるありたい姿へのパブリックコメントの意見と回答をみると、117件出ています。人口は美瑛の3分の1で117件出ているということなので、昨年の共有ビジョンでは人数は8人ですが、件数で数えれば10何件かと。数字だとそのような差があることを自覚して、少しでも町民コメントが増えるような発想で、議会と行政と町民とでやっていかないといけないなと思っています。

・町民コメントの内容を見ると、ある地区のこれをこのようにすればいいのではないかとという町民の意見があれば、個別計画にこのように入れ込みますというような、会話がかみ合っています。なので、共有ビジョンや総合計画でそのようなやり取りが出にくい部分があるので、その違いはどこにあるのかを、下川町にも関係があると思うので、どのようにやっているのかを一度比べていただいて、我々にも教えていただいて、お互いにいい方向に持っていければいいのかなと思います。

・下川町の総合計画について調べてみると、町民有志の方が2013年における下川町のありたい姿(案)、要は町民コメント中にそのイベントをやっているのですが、町民コメントを読む会をやっておられるということがSNSの記事に載っていましたので、何か色々やっているのかなと思っていますので、まず1つこれをご紹介というか、ぜひ知りたいなというのが1点。

・まちづくり委員会の役割が、総合計画に対して、15日に上程された総合計画の条例では、まちづくり委員会が町長から諮問されて、検討して、答申して、それで町長は議案をもう一度作って、議会に上程していくという、今までと違う流れになっているようです。今回はそういうやり方ではないの

ですが、途中の見直しであるとか、そういう場面が増えてくるのかなと感じまして、そのように考えたときに、今回の1回の後すぐに町民コメントという、非常に短い時間で、これは仕方ないと思いますが、どのようにすれば下川町みたいな良いサイクルになるのかということも少し検討課題として挙げていただきたいという前向きな要望です。

・3点目は、前回、持続可能なまちづくりになるのですかということ、基本の計画だけを見て申し上げたのですが、今回は本当にそうなるかなということで、もう一度この計画を見てみたのですが、町長はEBPMと言って根拠に基づいた政策を作っていくのを目指しておられるので、その中で経済を循環させるということが一番の課題になっています。

・1つは生産額、2つ目は町内循環、この2つで決まってくるのですが、この計画を10年間やった後に、どれだけの経済効果が生まれるような計画になっているのかという視点で、難しいかもしれませんが、このような視点で見てみたらどうなのかということで、あまりバラ色の計画になっていますよということにははいけないと思います。結構厳しいということを町民にも分かってもらうことが大事だと思います。持続可能性ということがたくさん出てきますが、バラ色に見えてしまうので、そこが大事だなと思います。実際、バラ色になっていないです。この20年間、30年間か分かりませんが、美瑛町の産業のひび割れ分析によれば、だいたい180億ぐらいの売上高、生産高が失われます。だから、10年間で見ればだいたい40億ぐらいの売り上げが失われるということで、例えば、この計画で創出される生産額というのは、Beコインの個人チャージ額の総額が2500万円、中小企業者の対応が300件新しく増えるということで、それが300万円の売り上げの企業になったら、9億円生産額が増えます。だから、高々10億円ぐらいの売り上げしかありません。他に林業とかありますが、今後10年間、この計画で創出される生産額が10億ちょっとだったと、もう少しあるかもしれませんが、そのように考えたときに、そこをやはり隠さずに、たくさんギャップがあることをしっかり出さないとバラ色を見せてしまうと思います。

・経済効果を補うものは他にもこの中にあると思います。6次産業化をすればそれだけ売り上げが増えます。人口増によって増えた人が町内で買い物すれば生産額に追加されるのですから、そういうものを全部網羅的に入れれば、これくらいありますよと、それで10年間やってみて、20年目、30年目に次の展望が開けてくるというような考え方の総合計画にした方が良いと思います。難しいことですが、ここに書いてある以上のことは絶対にならないですから、これ以下はあっても、だからそれが本来必要なものの何分の1しかありませんよということがきっちり自覚できるような計画にしないといけないというのが私の意見です。

(事務局)

・町民コメントについては、総合計画にかかわらず、色々な重要施策で実施するようにしていますが、なかなか件数が伸び悩んでいる状況です。

・下川町の取り組みについては、おそらく共有ビジョン策定のときに協力いただいている先生が関わっており、パブリックコメント以外でも町民との情報共有の場をたくさん設けていると思いますので、どのような手段があるのか情報を得たいと思います。分かりましたらまちづくり委員会でお伝えします。

(委員)

・行政大綱とか、いろんなものはほとんど出ていなく、まちづくり関係のものだけたくさん出ています。だから、何かやっているのだらうなと思いました。ぜひ調べてみていただければと思います。

(事務局)

・総合計画の策定について、まちづくり委員会に正式に諮問、答申の依頼をしながら策定していくというルール化に向けて、今回、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の提案をさせていただきました。議会の中でも審議いただき、この条例案が通りましたら、総合計画の改定や第7次の策定においては、どこまで作業に関わるかは検討させていただきますが、まちづくり委員会が中心になって策定を進めていくことになると思っています。

・経済効果が分かるように表現することについては、ひび割れ分析や漏れ穴分析等の経済分析をさせていただき、その結果を役場ホームページ等で公表させていただいております。今後この計画を推進することによってどのように美瑛町の経済が変わるのかという点について、なかなか計画からは読み取れないというご指摘かと思いますが、経済分析についても、何年かごとに分析を実施していかなければ比較ができないということもあります。計画本編の前段では、過去の数値を参考にしながら美瑛町の経済を分かりやすく表現しているところですが、今後それがどのようになっていくかは必要に応じて検討させていただきたいと思います。経済分析を再度実施して比較を行うのが良いのか、他の方法があるのか、検討させていただきたいと思います。

(委員)

・3年後とか5年後にもう一度測定しても、ちゃんとした手を打って、企業数が増え、色々成果が上がっていないと、何度測定しても同じ結果しか出ない可能性が高いので、測定することが目的ではなく、町内の企業の仕入れや卸し、循環、企業取引等の弱いところ、20年後には後継者がいなく、売り上げが落ちていくことは分かっているので、少しの誤差はありますが何度測定しても同じ結果しか出ません。なので、こうなったらこの対策でいくらの売り上げが上がるか、そのために町の予算を使いますというダイナミックなものにならないといけないのではないかと思います。

(事務局)

・過去の実績で比較するよりは、あるプロジェクトを実施することによってどれだけの経済波及効果があるかというところに分析の焦点を当てるといっていいのでしょうか。

(委員)

・それで良いと思います。

・それで、後日測定してみたら、結果も出ているというのが良いのではないのでしょうか。一番良い事例は移住定住の協議会で東京や大阪に行って色々やって、数字が上がってきて、結果できましたというプロジェクトの成果を出してくるのが良いと思います。

(事務局)

・以前、経済分析を行ってもらった企業と話をしたときに、そのプロジェクトをやることによる経済波及効果を示すこともできると聞いていましたが、どこまでの規模でできるのかというところまでは聞き取れていないので、例えば、今の例の移住フェアで何人移住された方がいて、その方が美瑛町に来ることによって買い物が増えるだとか、起業されて新しく美瑛町に仕事が生まれることによって産

業の価値が高まり、経済循環が生まれるだとか、どのように数値化して出せるのかは検討の余地があると思います。

(委員)

・下川町は、サンプリングして予測で出した経済分析に対して、すべての業者を把握して、そこでもプロジェクトを打って、その売り上げを上げるとか、もう少し現場主義で町がやっているような気がします。それは、総務省から表彰を受けたのもそこを含めてだと思います。だから、その点でも、どうやって町内の経済を循環させる取り組みを行っているのか、下川町の事例が一番良いのかなと思います。まず、このままいってこうなるという先生のやり方、ギャップはこれだけあるという示し方はできると思います。このままいけば160億ギャップがあるわけですから。それで、人口が減るから160億そのままではなくてもいいと思います。100でもいいのですが、そのうちの半部を埋めるために、10億規模のプロジェクトを何個起こせばいいのか、そのためには40億ぐらいのことを考えて、4分の3は失敗すると、何かそういうダイナミックなことをやらなければならないと思います。そのことをやるのが、まちづくり新会社の役割です。その会社でどれだけのプロジェクトを起こすか、と思います。

・富良野市で言えば、まちづくり会社がフラノマルシェ1号館、2号館を作って、何百万人の集客を得て、経済効果を出してというようにやっています。なので、美瑛町でも美瑛選果のパート2、パート3を別なコンセプトで出すとか、駅の裏側が開いているので。小さな企業を集めるのもいいですが、そのような大きなことをやる。今、企業誘致をしたくないという感じになっていますが、美瑛町の町内の商工会の人たちは、たくさん集まって資本金を出し合って、大きなマルシェを建てれば、ひょっとして客が集まり経済効果が高まるかもしれません。なので、最終的には何かのプロジェクトをやらなければなりません。この間の議会では、公共事業はと言っていますが、どちらにするかですね。公共事業が良いのか、再開発工事で旭川の客を大量に呼び寄せることが良いのか。なので、この事業計画は入口であって、そのようなプロジェクトをまちづくり新会社が中心となってやらなければならないと考えます。

(事務局)

・確かにまちづくりにおいては経済の部分が重要になると思いますが、総合計画は最上位の計画であり町の総体的な計画なので、総合計画からもっと掘り下げた計画で考える必要があるかと思います。総合計画は、経済だけではなく、まちづくり全般の計画になりますので、経済に特化して入れ込んでいくことは違うフェーズになってくると思います。

・経済の部分を掘り下げて盛り込むにはどのような形が良いのか、下川町の事例等も研究しながら探っていきたいと思います。いずれにしても、総合計画から派生する別な計画等になってくるかと思います。

議題2 自治基本条例の策定について【まちづくり推進課】

・まちづくり推進課から資料に基づいて説明。

(委員)

・町民コメントについては、至極真つ当な意見もあれば、まったく違う方向からの意見もあり、面白いなと思いました。ただ、町の考え方としての公表が適切だったかということについては、自治基本

条例策定専門部会で検討したものを町で修正し上げたものなのでこのような表現になったと思いますが、自治基本条例策定専門部会の名前を出して、うまく力を逃がすようにすればもっと良かったと思います。

・この回答を見ると、町が作ったように見えますし、自治基本条例策定専門部会に参加した者からすると、隠すべきではないと思います。町の考え方として出てしまうのなら、自治基本条例策定専門部会にももっと早い段階で情報が欲しかったです。

(委員)

・観光条例の制定の時には、町民コメントのところがご意見と回答となっています。町の考え方よりも回答の方が良いと思います。

(委員)

・真正面から向き合ってしまったがゆえにハレーションを起こしてしまうかなと思いました。
・町民コメントについては締め切っており、今後は受け付けないということでしょうか。

(事務局)

・町民コメントは11月18日で締め切っており、ご説明した内容でホームページ上に公表していません。

(委員)

・次につながるためには、今後も幅広く意見を受け付けた方が良いと思います。現状のもので終わりではないという考え方だと思うので、この先、3年、4年で変えていくためには、意見が来た方が次につながると思います。

(委員)

・情報共有のコメントの回答はこれでいいと思うのですが、先日の15日の議会の一般質問で、町長の公約がどうなっていますかという話の中で、まちづくり新会社を作ると施政方針にありましたが、今どうなっているのですか、という質問がありました。かなり話が進んでいるというように当時はおっしゃって、もうすぐなのでまとまったら説明しますという趣旨の回答がありました。町民に対して情報を適切な時期に提供するとありますが、議会に対しても決まるまで説明ができないというのはどういふシステムになっているのでしょうか。

・8月か9月のまちづくり委員会でも、どなたかが四季の交流館に藍染会社が入った経過説明は一切なく、結果だけが出てきたという意見があって、なので、第6条、第7条、第8条で情報共有を決めているのですが、途中経過も説明できないような町政のシステムはどうなっているのでしょうか。

・まちづくり新会社は予算案を出す時までそのような内容を出してはいけないということなのかなど思ったりしています。現行の町政のシステムで、何が情報共有の障害になるのか分からないので、説明できればしていただきたいなと思っています。2年前から方針では言っているのですが、経過は説明していいはずですが。議員ですら教えてもらえないというのは、どうしてそのようになるのですか。それなのに、町民に情報共有と言っても、議会にさえ言えないのだから、言えるわけがないと思います。それなのに、第8条や第9条がこのように書いてあるのでしょうか。

(委員)

・皆さん施策を作っていると思いますが、何かいい方法があって、こんなこと考えていますというようにすることが全くないうちにポーンと出てきます。

・議員をやっていた時に、全員協議会に出てきてやっと分かります。噂は少し聞きますが、協議会で話を聞いて、この話は外に漏らさないでくださいと言われる。私は町民の代表だから、情報共有としては、町民に意見を聞きたいのですが、議員になった時に漏らすなと言われたので、いつ皆さんは情報を出してくれるのかなと思っています。役場職員は相当大変だと思います。どのタイミングで、このようなことを考えていますということを出していくのかを考えていただきたいなと思います。

(事務局)

・行政からすると、今までの慣習があるので、現状は出すタイミングについての課題がありますが、自治基本条例が施行されることになれば、そこら辺の意識も変えていかなければなりません。出すタイミングについても、役場の中、議会の中でルール化していかなければ、せっかく策定したのに絵に描いた餅になり、システムとルールが作動しないということになってしまうので、自治基本条例がきちんと動いていくようにしていけないといけないと考えています。現在、条例と並行して逐条解説等を策定していますが、施行を見据えた中できちんと自治基本条例が動いていくことをしっかり考えていきたいと思っています。

(委員)

・逐条解説はどのタイミングで上がってくるのでしょうか。

(事務局)

・議会からは、年明けから特別委員会において自治基本条例の審査が始まるので、その前にほしいと言われております。

(委員)

・情報公開については、法律に基づいて守秘義務のあるものは公開の対象になりませんが、それ以外のものについては、課長がここまで言ってもいいかなと考えるものと、ここからは言えないなというものは個人の素質の問題になると思います。行政から町民に情報を共有することでハレーションが起こることを危惧しているのかと思っていますが、それが町民にとってプラスかマイナスかというのは別の問題なので、その点が逐条解説で説明されていてほしいと思います。

(事務局)

・どこまで逐条解説の中で説明しきれるかというのは限界があると思いますが、自治基本条例が施行するにあたって、役場の中でも職員に対して説明会等を開催し、共通認識を持つようにしたいと思っています。

(委員)

・その場に呼んでいただけると空気感が分かると思うので、ぜひ呼んでください。

(事務局)

・先日、議会において自治基本条例の提案を行いました。2名の議員からの質問の中で、自治基本条例の町民認知度の低さについて指摘がありました。自治基本条例策定専門部会の企画チームからは色々な提案があつたにもかかわらず、コロナ禍において町民を対象としたイベントを実施することはできませんでしたが、施行して終わりということではなく、活かしていく中で町民の皆さんにあつて良かったなと思ってもらえるような条例に育てていけないといけないと思っています。まちづくり委員会の皆様には頑張ってくださいましたので、その思いを踏まえていきたいと思っています。今後とも協力いただけますと幸いです。

(委員)

- ・議会では会議規則を変更するのですか。

(事務局)

- ・今のところは伺っておりません。

(委員)

- ・特別委員会では議員だけで検討するのですか。

(事務局)

- ・説明に事務局が入ります。

(委員)

- ・町民の意見を締め切らずに、ずっと受け付けられればいいと思います。

(事務局)

- ・今後、自治推進委員会が設置されることになるので、その中で継続して町民の意見、思いを聞くこととなります。

(委員)

- ・町民コメントの中で、自治基本条例が最上位の条例ではないという書き方がされていて、他の条例との整合性を見直す必要があると思いますので、課題の一つかと思います。

(2) その他

4 閉会

令和4年度 第4回まちづくり委員会議案

日時 令和4年12月19日(月)
午後6時～
場所 役場4階委員会室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議案

(1) 議題

・第6次美瑛町まちづくり総合計画の策定について【まちづくり推進課】

・自治基本条例の策定について【まちづくり推進課】

(2) その他

4. 閉会

令和4年12月19日
まちづくり委員会資料

第6次美瑛町まちづくり総合計画の策定について

1 計画策定の目的

本計画は、美瑛町のまちづくりにおける最上位計画に位置づけられており、現行計画である第5次美瑛町まちづくり総合計画は、平成28年度から10年間を計画期間としているが、令和2年度に中間年を迎え新たな体制によるまちづくりがスタートしたことなどから、現行計画を全面改訂し、第6次美瑛町まちづくり総合計画の策定を行う。

2 美瑛町共有ビジョンについて

まちの将来のありたい姿を描き実現するための目標であり、令和2年度から令和3年度まで間に実施した町民まちづくりワークショップにより、町民と役場職員の協働により策定したもの。

新たな総合計画は、ビジョンで掲げた7つの柱を基本とする。

3 これまでの経過と今後の予定について

(1) 令和2年度の経過

- ・第1期町民まちづくりワークショップ開催（新型コロナにより次年度繰越）
- ・産業関連分析業務実施

(2) 令和3年度の経過

- ・第1期町民まちづくりワークショップ開催（前年度繰越分）
- ・美瑛町共有ビジョン策定
- ・第2期町民まちづくりワークショップ開催
- ・地域経済分析業務実施

(3) 令和4年度の経過と今後の予定

- 4月15日 第6次美瑛町まちづくり総合計画策定業務契約締結（請負業者：株式会社ぎょうせい北海道支社、業務概要：計画本編及び概要版の作成）
- 6月20日 第1回企画委員会
職員研修「第6次美瑛町まちづくり総合計画基本計画説明会①」開催
- 6月21日 職員研修「第6次美瑛町まちづくり総合計画基本計画説明会②」開催
- 6月28日 第1回まちづくり委員会
- 9月28日 第2回企画委員会
- 10月4日 町長ヒアリング・各課ヒアリング①
- 10月17日 各課ヒアリング②
- 10月18日 各課ヒアリング③
- 11月8日 第2回まちづくり委員会
- 12月9日 議員協議会
- 12月下旬 第3回企画委員会・第3回まちづくり委員会
- 1月中旬 パブリックコメント実施
- 2月中旬 議員協議会
- 2月下旬 議会議案提出

4 第6次美瑛町まちづくり総合計画の草案について
別冊のとおり

第3章 基本計画

計画の見方挿入予定（見開き）

1-1 畜産業の振興

15 陸の豊かさも
守ろう



現況と課題

▶ 飼料自給率、作業効率の向上

町内には未整備の草地もあることから、今後も畜産農家への聴き取りを行い、計画的な草地の整備改良に取り組んでいく必要があります。

また、白金牧場での乳用牛の頭数の伸び悩みもあることから、より多くの育成牛を預託することにより、労働力の縮小を進めていく必要があります。

▶ 酪農ヘルパーの確保

酪農家が安心して休暇の確保ができるよう、酪農ヘルパーの人員の確保が必要となります。

また、経験を積んだ酪農ヘルパーが、その経験を生かして将来的に町内で就農できる仕組みづくりの構築を進める必要があります。

▶ 家畜飼養衛生基準の順守

自衛防疫のための情報収集・広報活動や衛生・防疫資材の共同購入など、家畜防疫及び公衆衛生の観点からも積極的に取組の継続を図って行く必要があります。

▶ 畜産の経営体質の向上

雌雄選別精液を利用することにより、自家生産育成牛を後継牛を確保や優良種豚を活用して、畜産の経営体質の向上を進めて行く必要があります。

個別施策

(1) 草地改良の推進

畜産担い手育成総合整備事業を活用し、草地整備を行い良質な粗飼料の増収を目指し自給飼料率の向上を推進します。

(2) 白金牧場の有効活用の支援

白金牧場の育成預託に係る経費の支援し、より多くの育成牛を預託し労働力を縮小を進め作業効率の向上を推進します。

(3) 酪農ヘルパー制度の推進

酪農ヘルパーの特殊な業務による事などにより、採用に至らないケースが多いため、応募方法らの見直し等を行い積極的な人数確保を推進します。

(4) 家畜飼養衛生への支援

自衛防疫のための、衛生・防疫資材の共同購入や施設消毒の協力、情報収集・広報活動や推進します。

(5) 畜産の経営基盤の強化

JA・普及センターと協力し、優良後継牛を生産し優秀な母系牛群の形成や優良種豚を活用して、畜産業の経営基盤強化を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
畜産担い手育成総合整備事業 全体事業費	千円	34,275	35,000	35,000
家畜自衛防疫事業補助金 全体事業費	千円	20,505	21,000	21,000

1-2 農業の振興



現況と課題

▶ 農業経営基盤の整備

担い手不足等の影響を受けて経営規模を拡大する経営体は増加傾向にあり、労働力の負担軽減や機械・施設整備に係る投資を抑え、生産性を向上させることが課題となっています。美瑛町農業協同組合では、育苗施設や選果施設、集出荷施設等の整備を進め、施設の機能を最大限に発揮することで、生産者の経営の安定に結び付けてきました。

今後も経営強化を図る農業者や地域の農業振興に取り組む農業者団体への支援等を通して、農業経営基盤の強靱化が求められます。

▶ 付加価値の高い農畜産物づくり

消費者に信頼される美瑛ブランドの確立を目指し、美瑛町農業協同組合の地域農業振興計画をもとに各作物の計画的・安定的な供給体制の構築を図るとともに、振興作物を中心にした生産支援を行ってきました。

本町の美しい農業景観を生かしつつ、付加価値の高い高品質な農畜産物を販売していくためには、消費者等の視点に立ち、マーケティングを用いた販路の拡大や流通の促進を図り、ブランド化を推進する必要があります。

▶ 農畜産物の加工振興

6次産業化に取り組む生産者への支援のほか、置杵牛農産物加工交流施設や農業技術研修センターの活用を通して、地場の農畜産物を加工した商品が多く創出され、プレミアムブランド「ビエイティフル」を活用した農畜産物加工品の魅力発信が図られてきました。

近年は、主要野菜の加工・業務用需要が増加傾向にあり、町内に供給先となる食品加工業者もあることから、地域内サプライチェーンの構築など、加工野菜の推進を含めた農畜産物の加工振興が求められます。

▶ 農業経営体質の強化

上川農業改良普及センター大雪支所や美瑛町農業協同組合などの関係機関と連携し、新たな栽培技術を確立するための調査研究や振興作物・新品種の栽培試験を積極的に推進してきました。

本町の気候や風土に適した生産性や収益性を高める技術・品種を生産者に還元することで、所得向上や経営安定化に結び付くことから、今後も農業関係機関等の協力のもと、新たな農業技術等の導入に係る取組を進めることで、経営体質の強化に努めていく必要があります。

個別施策

(1) 農業経営力の強化

生産者が将来にわたり安心して農業経営が行えるよう、国の補助事業や中山間農業振興事業を活用し、農業者の自主的努力を基調とした経営基盤の確保に関する取組や地域の農業振興に資する協同的な活動を支援します。

(2) 営農支援組織の体制強化・利用促進

多様な経営体を支えるコントラクター協議会等の農業支援組織の体制強化を推進するとともに、生産者の利用促進による経費節減や労働負担の軽減を図ることで、経営の安定に向けた支援に取り組みます。

(3) 新たな農業技術等の導入

経営の安定化により持続可能な農業を目指すため、農作業の省力化や高品質生産につながるスマート農業の普及に向けて、本町における課題を整理し、多様なスマート農業技術の導入を推進します。

農業関係機関との連携により、生産性を高める栽培技術の向上や新技術の導入、収益性を高める新品種の導入など、農畜産物の安定生産と経営体質の強化を目指した取組を推進します。

(4) 地場農畜産物の活用と美瑛ブランドの普及

地場農畜産物を活用した6次産業化、新規商品の開発を推進し、農家所得の向上や雇用の確保など地域の活性化に結び付けます。

地理的表示（GI）保護制度を活用し、産品の名称を保護することで地域ブランドの価値を守るとともに、地域ブランドのさらなる価値を高めるため、データを活用した効果的なプロモーション、販売促進、販路拡大に取り組みます。

(5) 業務用加工野菜の推進

美瑛町農業協同組合の地域農業振興計画をもとに、近年、需要の高まりとともに国内産の引き合いが強くなっている加工野菜の生産を推進するため、安定的な生産・供給体制の構築に向けた取組を支援していきます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
スマート農業技術の普及率	%	36.0	80.0	85.0
ピエティフル商品の認定数（農畜産物・加工商品）	件 (延数)	12	18	23
農業技術研修センターにおける共同研究の実施件数	件/年	2	2	2

1-3 循環型農業の推進



現況と課題

▶ 土づくりの重要性の高まり

畑作4品目（〇〇、××、△△、□□）を基本に、適正な輪作体系の維持と定期的な土壌診断の実施を推進するとともに、緑肥の作付や堆肥の運搬に対する助成を継続してきたことで、良質な農畜産物を生み出す地力の高い土づくりが展開されています。

農作物の安定生産と品質向上はもとより、近年は肥料価格等の高騰に左右されない農業経営や環境負荷を低減する農業の推進が求められており、土づくりの重要性は高まっています。

▶ 配合飼料の価格高騰

耕種農家と畜産農家の連携により、畜産農家で生産される堆肥の活用を推進するため、堆肥を供給する農業者団体に対して、家畜排せつ物等を堆肥化する攪拌機の導入を支援しています。

畜産分野では、輸入に依存した配合飼料の高騰が続き、地域内での安定的な自給飼料の確保が求められており、地域資源を最大限に活用しながら、最適な耕畜連携の体制構築に向けた検討を進めていく必要があります。

▶ 環境に配慮した農業の広がり

町では北海道安心ラベル「YES!clean」認証制度の活用により、地球環境に配慮した安心・安全な農作物が生産されてきました。また、町では、国の環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業に取り組む生産者への支援を行っています。

国は「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、2050年までに化学肥料の低減や有機農業の取組面積を拡大する等の目標を掲げており、今後は、本町においてもこの指針に沿った環境に配慮した農業の推進が求められます。

個別施策

(1) 農業生産の基本となる土づくりの推進

適正な輪作体系を維持するとともに、土壌分析、緑肥作付、堆肥運搬、土地改良等の支援により、引き続き地力の高い土づくりを推進します。

(2) 持続可能な循環型農業の推進

関係者の連携により循環型農業の実践に取り組み、本町の実情に即した今後のあり方の検証を進めるとともに、家畜排せつ物や未利用資源を活用した地産地消型のエネルギーシステムの構築を推進します。

(3) 環境にやさしい持続可能な生産消費体制の推進

有機栽培の推進、化学農薬・化学肥料の低減、カーボンニュートラルの取組など、環境保全型農業の推進を支援します。

食品ロスの削減、見た目・価格重視の生産消費を見直し、持続可能な消費の拡大に向けた取組を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
農業技術研修センターの土壌診断分析点数	件/年	2,640	2,640	2,640
土づくり対策事業（堆肥運搬費支援事業）の利用量	t/年	64,892	65,000	65,000
有機農業に取り組む面積（環境保全型農業直接支払交付金の対象となる面積）	a/年	15,792	16,700	17,615

1-4 未来につなぐ農村づくり



現況と課題

▶ 畑地かんがい用水の維持管理

町では、畑地かんがい用水施設について、営農に影響が出ないように、保守管理、修繕を行っています。施設の老朽化により、将来的に大規模修繕が必要となるのが予想されます。

▶ 農業の担い手の育成・確保

美瑛町農業振興機構を中心に、関係機関が連携して担い手育成を推進しています。

平成31年には、農業担い手研修センターを開設し、新規就農アドバイザー等の指導を受けながら実践研修を行う体制が整備され、新規就農者の確保・育成が図られてきました。

しかしながら、農業を取り巻く社会情勢の変化を受けて、農業経営環境が厳しさを増していることから、安心して新規就農を目指すことのできる受入体制の整備が求められています。

▶ 多様な人材を生かした農村づくり

町では、これまで、生産者と消費者の相互交流を通じた地域振興の場としてふるさと市場を運営し、女性農業者の活動や経営参画を後押しする支援を実施してきました。また、障がい者の社会参画を促進し、農業分野での担い手として活躍してもらうため、農福連携事業にも取り組んできました。

豊かな魅力ある農村づくりの実現には、女性や高齢者、障がい者など多様な人材が参画し、町民がそれぞれ活躍できる環境づくりが求められます。

▶ 農地の適正な流動化

基幹産業である農業を守り育てていくためには、地域全体で適正に農地を保全することが重要です。町では、これまで、農用地利用改善組合や農地中間管理機構と連携し、農地の流動化を推進することで適正な土地利用を図ってきました。

しかしながら、農業者の高齢化や担い手不足により荒廃農地が発生し、適切に利用されなくなる懸念が生じていることから、農地の集約化、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組が必要です。

▶ 食育と地産地消の推進

健全な食生活の実践に必要な「食」に関する知識、「食」を選択する力の習得は生きる上での基本であり、「食」における問題が多様化する今日において非常に重要な課題となっています。

町では、イベントや学校給食で地場産品を積極的に取り入れ、町民の「食」に対する関心を高めながら、健康を維持・増進するための食生活について意識醸成を図ってきました。

今後も、多種多様な農畜産物が生産される食糧基地の強みを生かし、さらなる食育の推進が求められます。

個別施策

(1) 畑地かんがい用水施設の効利用

畑地かんがい用水施設について、利用の拡大に努め増産増収を図ります。
土地改良区と連携して、営農や災害に強い施設の管理運営を図ります。

(2) 多面的機能支払交付金の活用

美瑛町広域環境保全協議会の各地区組織において、農地、水路、農道等の農村環境の保全、維持管理等に資する活動を推進します。

(3) 農業の担い手の育成・確保

新規就農者を確保する受入体制を整備するとともに、後継者の研修事業や農業ヘルパー育成支援の充実を図り、担い手の育成を推進します。また、多様な担い手の確保につながる農業体験、研修事業等の実施により、農業担い手研修センターを有効活用します。
農業労務者の確保に係る募集、マッチング、受入環境の整備の支援を継続します。

(4) 多様な人材が活躍できる環境づくり

障がい者等が農業の現場で活躍できるよう支援するとともに、生産者とのマッチングを行うことで農福連携事業を推進します。
女性や高齢者の力を生かし、いきいきと活動できる農村づくりを支援します。

(5) 農地の保全と効率的な土地利用

農作業の効率化や経営規模の拡大を促進させるため、関係者との連携により適正な農地流動化を進めます。また、地域における今後の農地利用に係る話し合いを促すとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を推進します。

(6) 関係者の連携による食育の推進

「美瑛町食育推進計画」に基づいた取組を基本としながら、産学官連携による地産地消の取組など、農業を基幹産業とする本町ならではの「食」に関する体験を中心に食育の推進を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
水利施設管理強化事業 事業費	千円	26,554	27,000	27,000
広域環境保全協議会広域協定運営委員会 全体事業費	千円	248,223	250,000	250,000
令和4年度以降の新農業人の延人数 ※新農業人：新規就農者並びに新たに農業に 従事する町内農業者の後継者及び配偶者	人 (延数)	-	80	160
農福連携事業を介した雇用件数	件 (延数)	0	3	10

基本目標 1 地域資源を生かした産業のまち

1-5 林業の振興



現況と課題

▶ 森林環境の整備

町は、人工林伐採跡地や無立木地における造林、天然林の針広混交林など公営的機能の発揮を目的とした補助事業による支援により、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能や保持に努めています。造林・植付け等の助成要望件数が多いため、各補助事業も活用し、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能を継続していく必要があります。

▶ 有害鳥獣による農作物等の被害

町では、エゾ鹿やヒグマなどの野生鳥獣による農作物等への被害対策として、猟友会と連携し、若手駆除団員の加入促進や育成に努め、担い手確保を図ることによる継続的な有害鳥獣の捕獲・駆除を行っています。

近年、道内のヒグマの生息数が増加傾向にあり、山林に近い農地や住宅周辺への出没・目撃情報が増加しており、野生鳥獣による農作物等の被害や人畜への被害を低減させる対策が必要です。

▶ 林業経営における整備と雇用の推進

美瑛町と美瑛町森林組合が共同で策定する「美瑛町森林経営計画」に基づき、適正な山林保育に向けた体制強化が図られています。また、町では、「森林整備担い手対策事業」等を活用し、就労の意欲向上と長期・安定化を促進し、林業労働者の確保に努めました。

今後も、森林の管理と経営の合意形成を促進し、森林資源を適切に循環させる必要があります。

▶ 森林資源のエネルギー利用

「美瑛町地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物の整備にあたっては、本町で生産されるカラマツ材などの製材を積極的に取り入れ、地域材の利用促進と供給体制の整備を行いました。

木質バイオマスのエネルギー利用を促進・活用するため、「丘のまちわいわいプール」に木質バイオマスボイラーを導入し、町内事業者から木質チップを購入し、木材産業の活性化と地域における木材循環の促進を行いました。

引き続き、再生可能エネルギーの循環利用により地域内経済の循環や地域における二酸化炭素の排出削減を図る必要があります。

▶ 町有林の適正な整備

適正な人工資源の循環利用を維持するため、森林・林業に関しての知識や経験を有する「地域林政アドバイザー」を令和2年度より配置し、森林・林業行政を支援する体制を整備しました。

町有林においても、ゼロカーボン対策推奨により、効率的な施業となるスマート林業のため、森林整備場所によっては、単層林整備を行いました。

今後は、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業等、資源の標準化にも取り組む必要があります。

個別施策

(1) 造林の促進と森林資源の循環利用

公営的機能の発揮を目的とした補助事業により、施業費用の一部を負担することで、森林環境の整備促進を図り、森林資源の循環利用と森林の有する多面的機能を発揮する取組を推進します。

(2) 有害鳥獣の駆除

「美瑛町鳥獣被害防止計画」に基づき、猟友会との連携のもと、若手駆除団員の加入促進や育成に努め、担い手確保を図ります。

継続的な有害鳥獣の駆除を行い、野生鳥獣による人畜や農作物等への被害低減対策の取組を推進します。

(3) 森林整備の推進と林業の担い手の育成・確保

「美瑛町森林経営計画」に基づいた適正な山林保育、未整備森林の森林整備への取組を推進します。

林業事業者との連携強化を図り、適切な森林整備に向けた支援体制の構築を推進します。

(4) 森林資源のエネルギー利用

「美瑛町地域材利用推進方針」に基づき、木材産業の活性化と地域材を有効活用した再生可能エネルギーの循環利用により、地域における二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進します。

(5) 町有林の適正な管理

森林・林業に関する知識や経験を有する「地域林政アドバイザー」の活用により、適正な森林整備に向けた強化の取組を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
有害鳥獣による農作物等の被害額	千円	97,744	70,000	60,000
公有林整備 (造林・間伐・下刈り・除伐面積等)	ha	113	130	144
有害鳥獣駆除実施隊	人	45	45	45
林業事業者への大型・中型林業機械導入支援の補助額	千円	0	18,000	20,000
民有林 FM 率 (FM 率：育成林について、1990 年以降に植栽や除伐、間伐等が行われた森林の割合)	%	73.0	74.0	75.0

1-6 商工業の振興



現況と課題

▶ 資本の町外への流出

近年、国からの補助金や観光客が使うお金など、町外からの収入が地域外に流出してしまうことが課題となっています。町に入ったお金が流出せずに、町の中で循環し続けるようにすることは地域経済の活性化のためには重要なことであり、お金を地域内にとどめる継続した取組が必要です。

▶ 商工業の空洞化

町内商工業の現状は、人口減少による購買力の低下、後継者不足が課題となり廃業してしまうケースが少なくない状況にあります。

まちの元気をいつまでも維持していくためにも、町内事業者の経営支援や経営者の事業継続の意欲を高めるための取組が必要です。

▶ 中心市街地の活性化の必要性

美瑛町では、多種多様な農産物が生産されており、旭川空港から車で15分程度と交通の便も良好で、あらゆるビジネスの可能性を秘めています。

しかしながら、町の市街地を形成する商店街では、近年、廃業等による空き店舗が散見されるようになっており、町内外からの新規起業・創業者に対する支援策を充実し、今後のまちの活性化につなげていくことが重要です。

▶ 不安定な雇用環境

町では、無料職業紹介事業を行っていますが、「働き手を求めている事業者」と「仕事を求めている者」とのマッチングが上手くできていない状況にあります。

今後は、ハローワークからの求人情報だけでなく、事業者に対し積極的にアプローチし求人情報を収集するとともに、その情報を随時、わかりやすく公表することが重要です。

個別施策

(1) 地域内経済循環対策の推進

地域内でお金が循環・滞留する取組を推進し、町内経済の基盤である商工業者の経営を応援します。

(2) 持続的な経営の支援

商工会と協力しながら、資金面の部分的なバックアップや持続可能な経営を目指す事業者に対する支援を行うとともに、事業承継につながる施策を検討します。

労働環境の改善や福利厚生の上昇につながる取組もあわせて実施します。

(3) 起業・創業に対する支援

起業・創業を目指す方に対する支援策を充実し、商工会と協力しながら、新たな事業所が設立しやすい環境づくりに努めるとともに、これらの支援策の周知徹底を図ります。

(4) 無料職業紹介所の活用促進

求人情報をわかりやすく公表し、安定的な雇用機会の創出を目指すとともに、移住者に対する就労支援に努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
Be コイン個人チャージ額の総額	千円	49,000	61,000	74,000
中小企業者等の開業数 (令和3年度からの累計)	件	28	190	325
就労相談数の累計	件	0	90	140

1-7 観光業の振興



現況と課題

▶ 観光客の増加に伴う地域負担の増大

白金青い池の知名度向上などに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大前には年間240万人を超える観光客が訪れるようになりました。これに伴い、農地への無断侵入やゴミの投棄など、地域の負担が増加する要因となっています。

このため、地域が持続的に受け入れ可能な観光のあり方の議論や、観光客のマナーの向上対策が必要となっています。

▶ 通過型観光からの脱却

美瑛町を訪問する観光客の多くは道内客で、町内における観光は、セブンスターの木やマイルドセブンの丘などを展望し、白金青い池を經由して他の観光地域へ向けて移動する通過型観光となっています。

また、美瑛町は、旭川市と富良野市の間に位置しており、自家用車での交通アクセスも良好なことから、宿泊者数は来訪者数の1割程度に留まっています。

▶ 冬期の観光需要低減

美瑛町を訪れる観光客は、北海道らしい広大な農業景観を求める観光ニーズが高く、観光入込は夏から秋に集中し、冬は減少する傾向にあります。

町内にはスキー場などのウィンタースポーツを行える環境が無いことから、白金青い池のライトアップ等観光客の来訪を誘発する取組を行っていますが、観光客数が減少する冬期の観光対策が課題となっています。

▶ 効率的な施設の活用

現在利用休止としている自然の村キャンプ場や、美術館閉館後の西美体験交流館の活用など、未利用施設について効率的な活用に向けた検討が必要です。また、老朽化が進んでいる国民保養センターについて、今後の方向性の検討が必要です。

▶ 満足度の高いスポーツイベントの提供と運営体制の充実

新型コロナウイルス感染拡大により、計画されていた町内スポーツイベントは、運営体制の大幅な見直しを迫られることとなり、開催直前になって企画内容の変更やイベントの中止を余儀なくされています。

今後も引き続き、社会情勢に合わせたスポーツイベント運営体制等の見直しを行う必要があります。

個別施策

(1) 観光客の理解度向上対策

観光の基盤となっている農業景観や自然環境の保全のため、様々な情報発信を行い、観光ルールの理解促進と農業と観光の連携強化を図ります。また、観光パトロールや清掃活動などを継続的に取り組みます。

(2) 滞在型観光への転換

宿泊地としての白金温泉の魅力度向上や情報発信とあわせて、滞在時間延長につながるコンテンツ造成などを行い、滞在型観光への転換を図るとともに、町内宿泊数の増加による地域経済の活性化、交流人口の拡大を目指します。

(3) 四季を通じた観光誘客の実施

冬期の自然環境を活用した体験コンテンツ造成や、食と温泉資源の組み合わせなど、冬期の再訪に繋がる観光誘客に取り組みます。また、ライトアップやイルミネーションなど、内容や方法の見直しを行い、更なる魅力向上を図ります。

(4) 施設の有効利用に向けた整備

施設の整備や改修、指定管理制度の活用など、町内の未利用施設の有効活用による地域の賑わいづくりにつながる取組を進めます。また、国民保養センターについては、施設のあり方を含めた検討を行います。

(5) 企業・スポーツ愛好団体と協力・連携した魅力あるスポーツイベントの推進

町内で構成するスポーツ愛好団体に対し、スポーツ交流イベントを実施する際の運営支援と実施費用の一部を助成する仕組みを構築します。

企業スポンサーと連携し地域の特色を生かしたスポーツイベントを開催し交流人口の増加を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
観光入込数	千人	1,062	1,500	2,000
宿泊延数	千人	105	200	300
スポーツイベントの参加者数 (スキーマラソン、ヘルシーマラソン、センチュリーライド)	人	0	7,700	7,700

1-8 泉源の整備・維持

12 つくる責任
つかう責任



現況と課題

▶ 温泉の安定供給

白金温泉は昭和 25 年に湧出して以来、町の貴重な観光資源となっており、町では現在、休止井を除く 6 本の白金泉源井を所有しています。

しかしながら、泉源井の経年劣化等により揚湯量、湯温の減少にて安定した温泉供給が危惧される状況となっていることから、泉源井での湯量確保が求められています。

個別施策

(1) 泉源の湯量確保

泉源井の経年劣化による湯量減少を補う新たな泉源開発や施設整備を推進します。

(2) 泉源施設の維持管理

安定した温泉供給を図るため、泉源施設について計画的な点検・調査及び修繕・更新による効率的な維持管理を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (評価値)	令和 14 年度 (目標値)
配湯量	%	93.0	100.0	100.0

2-1 確かな学力の育成



現況と課題

▶ 学ぶ喜び・時代のニーズに応じたきめ細かな教育の推進

子ども一人一人が、「学びの基礎」となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることが重要です。学習上の課題を正確に把握し、自身で目標を立て達成に向かって努力し続ける意欲や態度が身に付くよう、一人一人に応じたきめ細かな指導が求められています。

学ぶ楽しさや分かる喜びが実感できるよう、時代のニーズに合った指導方法を改善し、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める必要があります。

個別施策

(1) 確かな学力を身に付ける学習指導

複数の教職員による習熟度別学習などを取り入れ、個々の状態に合ったきめ細かな指導体制を整えます。

小学生学習ルームや土曜学習を実施し、子どもたちの学ぶ意欲の助長や、学習習慣の定着を促します。

読書活動を推進し、子どもたちの読解力を高めます。

(2) ICT を活用した情報教育の推進

1人1台端末や各種 ICT 機器の活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び、協働的な学びを推進します。

(3) 社会でいきる力を育む教育の推進

自然豊かで、魅力ある美瑛町の特色を生かしたふるさと学習を通じて、町の歴史や文化を継承する心、故郷に対する誇りや愛着心を育み、もって創造性豊かな将来の創り手となる人材を育成します。

ALT の配置により、外国語によるコミュニケーション能力の向上と、外国の文化や歴史、生活習慣を学ぶ機会を与え、将来、グローバルな社会で活躍できる国際感覚を身に付けた子どもたちを育成します。

企業や大学での体験活動を通じ、子どもたちの自立する力を育むキャリア教育を推進します。

(4) 問題解決を図り探究する力の育成

職場体験、地域住民とのふれあいなど、教科の枠を超えた横断的で総合的な学習を進めます。自ら課題を設定し、情報の収集から分析、まとめの一連の探求的な学習を進め、主体的・対話的で深い学びの実現に努めます。

(5) 一人一人の可能性を伸ばす支援教育の推進

子どもたちの特性や教育的ニーズを的確に把握し、個別の教育支援計画に基づいたきめ細かな指導に努めます。

発達障害などの特性を持つ子どもたちへ、長期的な視点に立った通級による指導を継続することで、自身の思考や行動を客観的に把握し認識する力を養い、将来の社会的自立を目指します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	%	39.0	45.0	50.0
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	74.0	85.0	90.0

基本目標2 笑顔あふれる育ちと学びのまち

家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	%	26.0	32.0	37.0
英語の勉強が好きな児童生徒の割合	%	36.0	42.0	48.0

2-2 豊かな心の育成



現況と課題

▶ 他者との関係を大切にする豊かな心の育成

近年、子どもたちの道徳的判断力、思いやりの心、自主性や耐性の不足などの問題が指摘されており、生きていく上で必要な倫理観や、人間としての在り方・生き方に関する自覚が芽生える教育の充実が求められています。

学校と家庭の連携を密にし、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、美しいものに感動する心の育成や、教員と子どもとの心の触れ合いを重視し、笑顔に満ちた教育現場の創造に努める必要があります。

個別施策

(1) 豊かな人間性、自他を敬い生命を尊重する心の育成

子どもたちに規範意識の高揚、互いの個性や立場を尊重する態度、生命を大切にする思いやりの心が育まれるよう、教員の指導力の向上に努め、道徳科の授業改善を推進します。

(2) コミュニケーション能力を培い、社会性を育てる特別活動

集団活動や学校行事を通じて、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、集団や社会の一員として、よりよい関係性を築く力を育てます。

(3) いじめや問題行動への対応

子どもの悩みに寄り添い、普段から家庭や地域及び関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応を基本に、初期段階で適切な校内体制が構築されるよう、指導体制の改善・充実に努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
いじめは、どんな理由があってもいけないと考える児童生徒の割合	%	84.0	92.0	100.0
人が困っているときは、進んで助けたいと回答した児童生徒の割合	%	37.0	43.0	49.0
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合	%	49.0	55.0	60.0
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	%	77.0	83.0	88.0

2-3 健やかな体の育成



現況と課題

▶ 健康・安全で活力ある生活を支える体づくり

近年の生活環境の変化により、子どもたちの体力の低下や心身の不調など、自身の健康を害する様々な要因が指摘されています。

子どもたちが心身の成長と発達について正しく理解し、生涯にわたって健康で活力ある生活がおくれるよう、体育・健康に関する指導を充実することが重要です。

▶ 食育の推進と安全安心な学校給食の提供

子どもたちが食に対する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育むことが重要です。また、栄養摂取の隔たりや、食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られ、食に関する安全性の確保が求められています。

個別施策

(1) 安全で健康な生活を営む力を育てる指導の充実

家庭や地域との連携を図り、子どもたちの体力の向上を目指した指導に努めます。

各校の情報モラルに関する指導方法を共有し、個々の危機意識と自己管理能力の向上に努め、子どもたちの心身の健やかな成長を目指します。

(2) たくましく生きるためのよりよい心身をつくる食育指導

栄養教諭による食育指導や、関係団体による食に関する実践授業により、食物に対する感謝の念、命の大切さなど、生きるために必要な食に関する学びを推進します。

食物アレルギーや異物混入の防止など、学校給食における安全対策を徹底し、子どもたちの健やかな成長を支えます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	%	82.0	88.0	93.0
携帯電話・スマートフォンやコンピューターの使い方について、家族との約束を守っている児童生徒の割合	%	38.0	44.0	49.0
運動が好きと回答した児童生徒の割合	%	81.0	87.0	92.0
運動部や運動クラブ以外で運動する児童生徒の割合	%	61.0	68.0	73.0
学校給食における北海道産の食材の使用割合	%	59.0	65.0	70.0

2-4 教育環境の充実



現況と課題

▶ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するには、子どもたちに必要な資質・能力を育むための学びの質が大切です。

学びに興味関心を持ち粘り強く学びに取り組む「主体性」、協働作業や会話などから自己の考えを広げる「対話的な学び」、さらに問題を見だし解決に努力する「深い学び」の実現に向け、教職員には、日常的な授業改善や各種研修会等への参加を通じた、更なる教育の質の向上が求められています。

▶ 教育現場における社会的人材を活用した学校経営

近年の児童生徒の問題行動の中には、本人の心の問題とともに、家庭や友人、地域で置かれている環境などが複雑に絡み合っているケースも少なくありません。

子ども一人一人の悩みにしっかり寄り添い、教職員のみでは解決が難しいケースについては、学校の枠を越え、関係機関との一層の連携が必要であり、社会福祉等の専門的知見を有する人材を活用するなど、多様な支援体制の整備が求められています。

▶ 地域と学校の協働による創造性豊かな子どもの育成

町内各学校では、平成29年に学校運営協議会が設立され、幅広い地域住民等で構成される委員から、学校経営や教育活動に対して提言や協力を受けています。一方で、子どもたちのスポーツや文化活動がより充実し持続可能なものとなるよう、部活動の地域移行が検討されるなど、これまで以上に、PTAをはじめとする地域と学校が緊密な連携を図り、地域に開かれ、地域が支え、地域から信頼される学校となることが求められています。

▶ こどもを取り巻く教育条件の整備

町では、子どもたちが安全安心で快適な環境で学ぶことができるよう、学校の耐震化や、長寿命化につながる改修工事を進めてきました。

また、子どもたちが健やかに成長し、安心して学校に通えるよう、児童生徒の通学支援を目的としたスクールバスの運行、就学に係る経済的な支援等を行っています。

引き続き、子どもたちの安全安心はもとより、楽しく学べる学校づくり、質の高い教育環境の確保が求められています。

個別施策

(1) 子どもたちの学びを支える指導力の育成

校内研修や個々の教職員による自己研鑽の取組などを支援します。

教職員等研修会を開催し、教育に関する各関係機関の連帯を深め、教育的ニーズや時代の変化に柔軟に対応できる、質の高い教職員の育成を目指します。

子どもたちと向き合う時間を確保するよう、教職員の働き方改革を進めます。

(2) 不登校児童生徒への支援

不登校になった要因を的確に把握するとともに、学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が情報を共有し、本人の希望を尊重しながら個々の状態に応じたきめ細かな支援を重ね、社会的自立を後押しします。

(3) 地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校づくり

PTA や地域住民による通学時の交通安全指導や、学校運営協議会の積極的な学校運営への参画、部活動の地域移行など、学校と地域の連携・協働を促進し、地域に信頼され、互いに支え合う、地域とともにある学校づくりを目指します。

(4) 学校施設の整備と通学環境の確保

子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう、学校施設の状態に合わせ、適切な維持管理と計画的改修を行います。

児童生徒の通学手段の確保を目的にスクールバスを運行し、遠距離通学者の学ぶ権利を保障します。

(5) 子どもたちの学びを保障する経済的支援

子育て世代の経済的負担を軽減し、誰もが健康で安心して学校に通い続けられるよう、学校給食の無償化や学習に必要な教材の支援など、一層の教育環境の充実に努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
教職員の勤務時間を超える在校時間の縮減	時間	17	15	10
教職員等研修会に参加した教職員の割合	%	81.0	85.0	90.0
住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	%	61.0	67.0	72.0
部活動の地域移行がなされた割合	%	0.0	4.0	100.0

2-5 社会教育の充実



現況と課題

▶ 学習機会の提供と学びの場の確保

社会教育施設においては、幅広い世代を対象に多くの事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の事業の中止や、学びの機会の喪失が発生しています。

▶ 社会教育施設の機能と役割

社会教育施設においては、従来の学びを支援する役割に加え、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成といった役割が求められています。

引き続き、町内各施設が連携して、町民ニーズを踏まえた施設運営を行う必要があります。

▶ 交流機会の確保と交流の促進

町では、町内イベントや各種事業に多くの団体がボランティアとして参加し、地域における交流が促進されています。また、公民館で開催するイベントでは異世代間の交流が図れるように配慮しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、交流の機会が減少し、個人、地域、団体などの間のつながりが弱くなっています。

▶ 図書館の運営

情報機器類の急速な進化と普及により、情報収集や娯楽が容易になり、読書離れが課題となっています。

図書館の利用価値を利用者と共に考え、時代にあった図書館機能の見直しを図ることが求められています。

個別施策

(1) 学習機会の提供と創出

町民一人一人の年代や、ニーズを踏まえた学習機会の提供と創出を行います。また、ICT 機器を活用した学習機会の提供や、学習者が自ら主体的に行動できるよう学習支援を行います。

(2) 利用しやすい社会教育施設運営体制の構築

誰もが自分の目的にあった活用ができるよう、社会教育施設の管理と機能の充実を図ります。また、必要な情報を必要な人へ届けられられるよう、効果的な情報発信を図ります。

(3) 交流機会の創出と確保

個人、地域、団体などの様々な立場と枠組みでのつながりが生まれ、育まれていくような機会と、やりがいを感じることでできる発表の場を確保します。また、SNS 等を活用することで交流と情報発信を行っていきます。

(4) 図書館機能の充実と読書推進

読書活動の推進、利用者のニーズに合った図書資料の充実、図書を通じたふれあいの機会の創出、滞在型利用を志向する利用者への居心地のよい空間の提供など、資料と施設を有効に活用できる図書館運営を行います。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
公民館講座等の開催数	回	42	50	50
社会教育施設の延べ利用者数	人	18,457	20,000	20,000
交流事業参加者数	人	532	600	600
図書の貸出冊数	冊	83,700	85,000	85,000

2-6 芸術・文化・スポーツの振興



現況と課題

▶ 町民が地域の伝統文化を含め幅広い芸術文化にふれる機会の提供

地域の伝統芸術文化にふれる活動の成果の発表の場として町民センターで発表会や作品展等が行われています。

引き続き、芸術文化にふれる機会の確保、地域に根付いた伝統の保存と継承、活動支援のための公共施設の有効活用や運営交付支援を行う必要があります。

▶ 継続した運動機会の確保

全ての町民に「いつでも」「だれでも」「いつまでも」継続した運動機会の確保を行う必要があります。

引き続き、スポーツを通じた交流を促進し、継続的に活動できる環境づくりを整備する必要があります。

▶ スポーツ施設管理運営と利用促進

誰もが満足してスポーツを行えるよう、スポーツ施設の運営管理や備品の整備など、施設の老朽化対策を行っています。

町内人口が減少していく中、関係人口を取込み、誰もが満足できるスポーツ施設運営が求められています。

個別施策

(1) 芸術文化活動拠点と町内団体への管理運営支援

各公共施設を適切に管理運営し、人材育成及び交流施設として町民の生涯学習を推進します。また、町内各団体へ補助金を交付するなど、各団体の独自性、自主性を育み、自主運営に向けた支援を行います。

(2) 生涯スポーツを通じた運動機会の提供

子どもから高齢者まで、幅広い世代へ生涯スポーツへの関心を高めるため、地域に根ざした指導者を育成します。また、スポーツ講座等の開催を通じて、生涯スポーツに対する町民の興味・関心を醸成し、心身両面の健康保持と増進を促進します。

(3) スポーツ活動の環境整備の推進

町民が、生涯にわたり安全・安心に、健康づくり、体力づくりができる環境を整備します。また、地域に根ざしたスポーツ振興を図るため、道や関係機関等の施設との連携に努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
芸術文化活動団体数	団体	36	40	40
スポーツ講座開催数	回	36	25	25
スポーツ施設の延べ利用者数（わいわいプール、スポーツセンター）	人	41,497	43,000	45,000

2-7 人材育成の推進



現況と課題

▶ ふるさとびえいに対する愛着の醸成

町では、町民の、様々な年代、団体、地域の交流などへの参加促進を通じて、ふるさとびえいに対する愛着の醸成を行っています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、こうした各種研修、交流事業を中止せざるを得ない状況が発生しています。

▶ スポーツの機会と指導者の育成

町では、これまで、スポーツ推進委員やスポーツ教室運営委員会を中心に、町内の団体活動を支援し、指導者の育成を行ってきました。

引き続き、スポーツの機会創出と指導者育成を図っていく必要があります。

▶ 社会教育講師の育成

町では、多様な世代のニーズに合わせた社会教育講座や学習プログラムを開催しています。

引き続き、多様なニーズに対応できる体制を維持し、町民の自主的な活動を支援していく必要があります。

個別施策

(1) 次代を担う人材の育成

本町のまちづくりを担う地域リーダーを育成するため、各種研修、少年団の育成や活動支援、発表機会の提供等を行います。

(2) スポーツ選手・指導者の育成

スポーツ推進委員やスポーツ教室運営委員会の意見を踏まえ、スポーツ団体の活動を支援していくとともにスポーツ指導者の育成を行います。

(3) 社会教育講師の育成

異世代間交流や国際交流など、様々な人々との交流を積極的に推進し、地域に対する知識の向上や愛着の醸成を図るとともに、地域で活躍する人材を育成します。

(4) 生涯学習機会の充実

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
リーダー育成研修数	人	19	15	15
スポーツ団体支援数	団体	1	1	1
講師育成研修実施数	回	2	2	2

3-1 地域福祉の充実



現状と課題

▶ みんなでつながり、参加する、美瑛町の福祉

地域交流の多くは自治体活動が中心となっていますが、老人クラブやサークル、サロン、ボランティア活動などでつながりを持っている人もいます。しかし、地域とのつながりを持っていない世帯も存在していることから、社会とのつながりを持つことや、交流のきっかけとなる情報提供などが重要となります。

地域共生社会の実現に向け、地域コミュニティの組織を強化し、地域の実情に合った地域福祉を推進することが求められています。地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するため、地域の地域福祉活動への参加促進や分野を超えて地域生活課題を支援する体制づくりの強化が必要です。

▶ 相談しやすい仕組みづくりと分かりやすい情報提供

町では、役場庁舎での各種申請手続きを円滑に行えるよう、関係課と連携しながら、ワンストップ窓口の運用を行っています。

現在、町民への各種情報伝達手段としては、広報紙、防災無線、ホームページに加え、SNS等を活用していますが、直接面接や電話相談、オンライン相談など、相談しやすい体制づくりが重要となります。

生活困窮者支援については、現在、上川生活あんしんセンターが自立支援機関の窓口となっており、互いに連携して生活困窮者の把握に努めています。しかしながら、町では把握が困難な情報もあるため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の地域ネットワークと連携を行い、潜在的な生活困窮者の実態把握が必要です。

▶ 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

福祉サービス利用者の満足度は高くなっていますが、広くサービスを周知するとともに、多様化するニーズに対応できる体制づくりが必要です。

▶ 福祉を推進していくためのまちづくり

災害時の避難について不安を抱えている方、何らかを支援を要する方、避難対策をしていない方は多数おり、福祉を推進していくためのまちづくりには、そうした方々への対策が必要となります。

また、保健・医療・福祉・教育等の連携は子ども・障がいのある人、高齢者などの各分野で行われていますが、より包括的な支援が必要です。

地域とのつながりが希薄化する社会で、役目を終えた公共施設等の活用方法が課題となっており、地域福祉の拠点としての整備も検討していく必要があります。

個別施策

(1) お互いに支え合える地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、住民等による見守りや、支え合いの仕組みづくり、福祉教育の充実や多世代交流の推進、福祉意識の啓発等を図ります。また、地域で活動するための拠点づくり等への支援を行うなど、地域福祉の基盤づくりを推進します。

(2) 相談体制の充実とわかりやすい情報提供

少子高齢化や核家族等による生活環境の変化を受けて複雑多様化する生活課題に対応するため、各分野の関係機関が連携し、包括的な相談支援を充実させるなど、課題解決に向けた体制整備に努めます。

(3) 地域生活を支える暮らしやすい仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、公的福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な福祉サービスの提供を支援し、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備を図ります。

地域で活動する団体の支援や、地域福祉を担う人材の育成等に取り組みます。

(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

生活困窮者やひきこもり等への支援については、地域と関係期間の連携が特に求められることから、わかりやすい支援体制の構築を図ります。

地域で安心して生活できるよう、災害・緊急時の避難について、分かりやすい情報と支援体制の充実に努めます。

地域のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
町内会の参加率	%	85.0	85.0	85.0
ボランティアポイント事業への参加数	人	8	30	50

3-2 子ども・子育て支援の充実



現況と課題

▶ 養育課題の多様化

家庭の養育課題が複雑化、多様化する中で、子育て機関（保健・保育・教育等）が連携し支援を図っていますが、義務教育を終えた児童に関する相談や、制度の狭間にある課題に対する支援が課題となっています。また、保護者同士の交流の場の提供や発達に関する相談等により、子育ての不安解消を図ることも重要になっています。

▶ 核家族化等に伴う養育課題

産後早期に就労を開始する方が増加しており、低年齢児の保育ニーズが増加傾向にあります。また、子育て協力者がいない世帯もあり、2子以降出産時等の支援が必要となっています。

▶ 特に支援・保護が必要な家庭課題

町では、児童福祉関係機関等の連携により、要支援事業の把握と対策を行っています。また、要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携し、要支援案件の見守りを継続しています。一方で、発達に課題のある子の養育支援を充実することが重要な課題となっています。

▶ 切れ目のない子育て支援

町では、母子手帳交付時から始まる乳幼児健診や相談、家庭への訪問等の母子保健活動と、子ども支援センターにおける子育て・発達支援との連携・協働により、子育てサポートをしていますが、令和2年度、令和3年度に行ったアンケート調査の結果では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、発達や経済状況等の不安を抱える保護者が多いことが確認されています。

引き続き、妊産婦健診や産後ケア、不妊治療費や保育料の助成などの子育てに関する経済的負担の軽減を図るとともに、少子化により保護者と子どもが孤立しないように成長発達を確認・共有し、地域で安心して子育てができるよう関係機関と連携し適切な支援をしていく必要があります。

▶ 発達が緩やかな子ども保護者への支援（発達支援）

乳幼児健診や幼児教育・保育施設等から発達支援につながるケースが多く、療育開始年齢も2歳以前からのケースも多くなっています。また、早期療育に対する理解度も高まっていることから、発達に関する相談も増えており、町では、発達に支援を必要とする子どもや保護者に対し、個々の状況に応じた支援を行ってきました。

その他、幼児教育・保育施設等と連携体制を構築し、集団生活の中での子どもの発達や成長について情報を共有することで、多様なニーズに対応しています。

引き続き、学習会や講演会及び研修会等を通じて、発達の正しい理解や一人一人の成長を見守り、支援する環境を整えることが必要です。

個別施策

(1) 総合的な子育て相談と支援体制の構築

家庭の課題に対する包括的・重層的支援を視野に入れながら、関係機関との連携により効果的な支援を図ります。

中学校卒業後の児童やその養育に関する相談窓口を明確にし、利用しやすい環境を整備します。

(2) 保育・一時預かり体制の維持

乳幼児の保育や一時預かり、学童保育を円滑にできるよう、実態に応じた定数の維持を図ります。また、ニーズに対応したサービスの見直し・開発を検討します。

(3) 健全な養育支援

養育環境の改善に向けた各種支援の導入を図ります。

保護者が子どもの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に着けることを支援し、より良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目的とし、ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングを実施します。

(4) 一貫した子育てサポートの実施

子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行い、利用者ニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

乳幼児健診後から就学相談、就学時健診までの子どもの育ちを幼児教育・保育施設等を訪問し、成長・発達を見守ります。

(5) 療育・発達支援の充実

発達に支援や配慮を必要とする子どもや家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。

幼児教育・保育施設等への訪問相談の実施や研修会等の開催により、子どもが健やかに育つことができるよう、地域全体としての子どもの支援力向上に向けた取組を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
保育所利用充足率	%	100.0	100.0	100.0
学童保育利用充足率	%	100.0	100.0	100.0
子ども支援センター未就園児利用率 (子育て支援)	%	92.0	95.0	95.0
妊娠届出率	%	100.0	100.0	100.0
①乳児健診、②1歳6か月児健診、③3歳児健診 各受診率	%	①97.4 ②93.3 ③97.2	各95.0% 以上	各95.0% 以上

3-3 高齢者福祉の充実



現況と課題

▶ 高齢者数及び高齢者のみ世帯の増加

美瑛町の高齢化率は38%を超え、単身または夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。

このような中、身体機能や認知機能の低下などにより住み慣れた地域から離れ、市街地への転居や高齢者施設への入所を余儀なくされるケースが見られるようになっていきます。

町民が、少しでも長く安心して地域生活を継続できるようにするため、高齢者の状況に応じた切れ目のない支援体制づくりが重要です。

▶ 高い要介護認定率

美瑛町における、介護サービスを利用するために必要な要介護認定の認定率は約23%となっています。これは、全国平均より3%程度高い状況にあります。

要介護状態となることの予防や、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための取組が必要です。

▶ 認知症になっても住み続けられるまちづくり

要介護認定者の約60%が認知機能の低下状態にありますが、認知症の進行により日常生活に多少支障が生じても適切な支援によって住み慣れた環境を離れずとも生活が可能です。

認知機能が悪化しないよう予防的な取組や認知症についての理解を深め、共に支え合う環境づくりが重要です。

▶ 複合化するニーズへの対応

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援、日常の療養支援、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護事業者等関係者の連携が重要です。

個別施策

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、多様な地域資源の創出や地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

(2) 介護予防・重度化防止の推進

要介護状態になることを予防するためには、活動的で生きがいを持つことが重要であるため、介護予防に関する普及啓発や地域サロン活動、ボランティア活動による高齢者の社会参加などを促進します。また、高齢者の状態を把握した上で適切な医療サービス等につなぐことによって疾病予防・重度化予防の促進を図ります。

(3) 認知症施策の推進

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の理解を深めるための普及啓発や認知症の人やその家族が集う認知症カフェの取組、安心して外出できる地域の見守り体制、成年後見制度の利用促進など支援体制の整備を推進します。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議やケアマネ連絡会議などを通じ、医療と介護、保健、福祉の迅速なネットワークを推進し、情報交換、蓄積により、効果的かつ包括的な支援を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
高齢者人口からみた要介護認定率の割合	%	23.0	25.0	28.0
地域サロンの活動参加者数	人	803	1,200	1,500
認知症カフェの参加者数	人	155	200	250
地域ケア会議の開催数	回	12	12	12

3-4 障がい者（児）福祉の充実



現況と課題

▶ 障がい者の自立支援

障がいのある人も障がいのない人も、一人一人の人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現する必要があります。しかし、障がいのある人は、その心身機能の特性により日常生活において何かしらの支援が必要となる場面があります。また、障がいのある人への理解が十分でないことから、施設の利用やイベント等の参加において制限を受けてしまう状況も見受けられます。

▶ 障がい者が安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が自分らしく社会で暮らすことができるようになるには、障がいのある人を理解し尊重しながら、障害福祉サービスの提供や日常生活における支援を行うことが重要です。また、障がいのある人が日常生活において積極的に社会に関わっていくための環境を整備することが求められています。

▶ 障がい者に対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現するためには、地域における障がい者への理解を深めることが重要です。

差別の解消と合理的配慮を推進するとともに、差別解消に向けた周知啓発、障がいのある人の就労支援、意思疎通支援、相談体制の整備が求められます。

個別施策

(1) 自立に向けた就労支援・社会参加支援

ハローワークや企業等と連携した障がい者就労機会の確保や、町における障がい者就労施設等からの物品調達方針の一層の推進を図るほか、企業や一般町民への広報活動を展開し、福祉的就労に関する理解の促進とサービスの充実を図ります。

障がい者が農業分野で活躍することを通じ、社会参加を実現し、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手となる取組を美瑛町独自の「農福連携」を構築していきます。

障がい者における社会参加支援では、文化、スポーツ、レクリエーション活動等への参加を促し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援体制の充実を図ります。

障がいに応じたサービスや自立に向けた支援についての相談体制を強化します。

障がいのある人を支援するため、人材の育成、資質向上と体制の充実を推進します。

日常生活用具や補装具の支給等を推進します。

(2) 障がい者福祉の充実

在宅福祉サービス及び通所型サービスの充実を図ります。

障がいのある人に対して、必要な情報を分かりやすく提供します。

障がい児（発達障がいも含む）に対するサービスの機能充実及び強化を推進します。

子ども支援センターを中心に、障がいのある子どもとその家族の様々な相談に対応するとともに、保育園や幼稚園に対し、個別の対策方法等について援助・助言等を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 福祉意識の向上

障がいのある人への町民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
就労継続支援A型利用者のうち一般就労に移行した人の数	人	1	3	5
就労継続支援B型利用者のうち一般就労に移行した人の数	人	4	7	10
就労移行支援利用者のうち一般就労に移行した人の数	人	8	11	14
グループホームの利用者数	人	25	29	34

3-5 健康づくりの支援



現況と課題

▶ 健康づくり活動の推進

特定健診質問票によると、美瑛町では、生活習慣の改善意欲がありすでに始めている割合が国や同規模自治体と比べ高く、健康への関心の高さがうかがえます。また、美瑛版健康マイレージ“びえいK♡U（健幸♡嬉しい）宣言事業”にも毎年100名以上が参加し、自主的な健康づくり活動に取り組んでいます。

町民自らが、自分のからだの状態や生活習慣を理解して主体的な健康づくりを継続し、健康寿命の延伸を実現できるよう支援する必要があります。

さらに、栄養・食生活は、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康な生活を送るために欠かすことのできない営みであることから、生活習慣病予防のためにも、正しい食生活の普及・啓発が重要です。

▶ こころの健康に関する相談と知識の普及

美瑛町の自殺死亡率（人口10万対）は他市区町村と比べて高く、毎年自殺者がいます。自殺要因の一つである精神疾患の受診に関しては、近隣に専門医療機関が少なく、適切な受診が出来ない状況にあります。また、当事者や家族を含む関係者でなければその関心は低く、偏見や適切な対応がなされずに重症化する可能性があり、精神疾患への偏見をなくし、正しい知識の普及啓発を図る必要があります。

個別施策

(1) 主体的な健康増進活動の支援

町民自らが自分自身の体の仕組みや健康に関心を持ち、健康に結びつく生活習慣を理解できるよう、個別健康相談や地域・団体への健康学習の機会を通じて健康づくり活動の推進を図ります。健康増進計画に基づき、町全体が健康づくりへの意識が向上し、その機運を高めることができるよう支援します。

(2) ライフステージに応じた栄養・食習慣への支援

ライフステージを通じ、適正な食習慣を自ら実践できる力をはぐくむことができるよう、食習慣の確立・改善の推進を図ります。

(3) こころの健康（メンタルヘルス）を維持するための支援

専門医による個別相談や講演会の開催による正しい知識の普及や、各保健事業においてこころの健康に関する情報提供を行い、こころの健康への関心や精神疾患への偏見をなくし、こころの健康を守る活動の推進を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
特定健診質問票調査 「改善意欲ありかつ始めている」	%	22.2	23.5	25.0
KU 宣言事業参加者数	人	109	120	150
精神保健相談会年間開催回数	回	12	12	12

3-6 疾病予防と重症化予防



現況と課題

▶ 予防可能な病気、生活習慣病の発症及び重症化

美瑛町の国保被保険者の一人当たり医療費は、国平均より高いうえに増加傾向にあり、健診未受診で脳血管疾患や虚血性心疾患を発症している事例が見受けられます。

これらの病気は、障害や介護の要因につながり、生活の質を低下させることも想定されます。

高齢化が進行する中、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健サービスを提供すること重要です。

▶ がん検診受診率の低迷

進行がんの罹患率を減少させ、がんによる死亡を防ぐために重要となるのは、がんの早期発見・早期治療です。

早期発見のためには、自覚症状がなくても定期的ながん検診を受けることが有効となりますが、町における検診受診率は国の目標値（60％）には到達しておらず、がん検診受診率の向上を図っていく必要があります。また、精密検査が必要になった場合に、適切な検査・治療を受けられるよう受診勧奨の推進が重要です。

▶ 各種感染症等の感染症の拡大

ワクチン接種事業においては、事業の推進体制を強化するとともに町内の医療機関との連携や旭川圏域（1市9町）の協定により、迅速な住民接種が図られています。

今後、新たな感染症が発生した場合においても、国の指針に基づいた町の迅速な対応が求められます。

個別施策

(1) 健診・保健指導の受診促進

自動申込や未受診者訪問により健診受診者の増加を図り、生活習慣病の予防に努めます。
休日健診や託児付き健診などを設定し受診しやすい体制をつくります。
介護予防も視野にいた後期高齢者健診・保健指導を実施します。
医療機関等関係機関と連携及び情報共有しながら、積極的に保健指導を行います。

(2) 生活習慣病の発症及び重症化の予防

健診や医療・介護データの分析を行い、効果的な保健指導及び普及啓発を行います。
医療機関等関係機関と連携し、生活習慣病治療中の方への保健指導を実施します。
きめ細かい健康相談、個別支援の充実に努め、生活習慣病の発症予防と重症化防止を推進します。

(3) がん検診の受診促進

がん検診指針に基づく検診を実施し、精度管理を重視したがん検診を推進します。
節目年齢の方を対象とした個別勧奨や、広報・ホームページ等を利用した啓発により受診促進を図ります。
必要になった場合に適切な検査・治療を受診できるよう、精密検査の受診勧奨を推進します。

(4) 感染症の予防と蔓延防止

各種感染症の感染状況に応じた対策を講じ、感染症の蔓延防止に努めます。
国で定められている予防接種について適切な情報を提供するとともに、対象者が接種しやすい体制づくりに努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
特定健診受診率	%	51.5	58.0	60.0
脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症の 新規発生率	人口千対	心疾患：2.372 脳疾患：2.372 腎症：0	現状維持 または減少	現状維持 または減少
国保加入者ひとりあたり医療費	円	27,277	国平均値 より低値	国平均値 より低値
がん検診受診率	%	胃：23.4 肺：34.5 大腸：32.8 乳：36.0 子宮：19.4	現状維持 または減少	現状維持 または減少

3-7 医療体制の維持



現況と課題

▶ 医療体制の充実

町立病院は、地域医療の要として施設の維持・機器の更新を図りながら、外来診療、入院診療、救急医療体制の充実を進めてきました。

しかしながら、地域における公的病院の安定した経営は厳しく、働き方改革下での常勤医師、看護師等医療スタッフの補充が困難となっています。

▶ 町立病院の経営の健全化

経費削減により収支改善を図っていますが、医療費削減を目的とした診療報酬の見直し、人口減に伴う来院者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少しており、収支改善に至っていません。

個別施策

(1) 旭川医科大学との連携と医療スタッフの確保

旭川医科大学と連携し、引き続き派遣医師要請の継続を図るとともに、QOLを意識した医療スタッフ確保に努めます。

(2) 抜本的改革に向けた準備

経済の情勢、人口ピラミッドの変化や医療の細分化等、病院にダイレクトな影響を及ぼす事象の質的变化に対応し、医師数、診療科、病床規模について抜本的な見直しを進めます。

収入の増と経費の削減により経営の健全化を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
町立病院常勤医師の確保	人	5	4	4

4-1 災害に強いまちづくり



現況と課題

▶ 防災対策の推進

噴火や大雨により引き起こされる大規模な災害からの被害を軽減するため、自分の身を自分で守る「自助」と、地域住民で助け合う「共助」の重要性を認識し、役場等が担う「公助」との連携を適切に図る必要があります。

▶ 町民への災害情報の発信

災害発生時には迅速かつ正確な避難情報や被害情報を発信することが重要であり、ドローンやAI、SNS等の先端技術を活用した防災・減災の取組が必要です。

▶ 十勝岳噴火災害対策

十勝岳砂防事業により融雪型泥流等の被害軽減に取り組んでいますが、夏場の噴火における噴石の飛散や降灰などにより登山者や観光客への被害の恐れがあるため、今後も火山防災対策の推進が必要です。

個別施策

(1) 町民との協働による防災対策の推進

- ハザードマップ等による避難行動の理解を促進します。
- 自主防災組織等の防災活動を支援します。
- 避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。
- 町内事業者や協定締結業者と連携した防災事業を展開します。

(2) 最先端技術を活用した情報発信

- ドローンを活用した被害状況の把握に努めます。
- 災害時に AI が自動的に衛星画像データを解析し、被災状況を即時に判読するシステムを構築します。
- 外国人観光客等にも避難情報を発信するための自動翻訳機能などを整備します。

(3) 十勝岳噴火災害対策の充実

- 大規模噴火においても被害がゼロになるようハード・ソフト両面の噴火対策の充実強化を図ります。
- 関係機関と連携しながら、防災教室や防災訓練など啓発活動を実施し、町民の防災意識の啓発を図ります。
- 平常時であっても、上富良野駐屯地や旭川地方气象台、北海道開発局、北海道などと協力体制を構築し、災害対応を迅速にできるよう努めます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
自主防災に取り組む行政区の数	行政区	4	8	12
防災教育関連イベントの開催	回	7	8	10
避難行動要支援者情報の外部提供同意者の割合	%	5.0	50.0	100.0

4-2 消防・救急体制の確保



現況と課題

▶ 求められる専門性

消防職は専門性の高い職種であり、採用後に消防学校に入校し、約半年の研修を行い、さらに職場内での訓練等を実施しています。そのため、新規採用職員が、一般的な災害・救急出動による隊員として活動するまでには、約1年の育成機関が必要となっています。

▶ 消防職員の育成

年間訓練計画に基づき、当直時に消防職員の訓練を実施していますが、勤務状況により訓練の進捗状況にばらつきがみられ、知識、技術の底上げに繋がりにくいケースが生じています。

▶ 消防関連施設・設備等の老朽化

消防庁舎や消防団詰所などの施設老朽化が進む中、整備計画に基づき、適宜補修等を行いながら施設の長寿命化を図っています。

消防水利は、消火栓の計画的な更新を実施しており、点検や塗装などは職員自らが行き使用しています。

▶ 救急体制

町の主要医療機関である美瑛町立病院との連携が図られています。

▶ 消防団員の減少

町内の消防団員数は、定数140名に対して現在124名と、ここ数年は減少傾向となっており、団員の確保が課題となっています。

また、団員の大多数が農業従事者となっており、在籍団員の高齢化の他、市街地団員の確保が課題となっています。

個別施策

(1) 職員採用計画の策定・見直し

退職者、異動者等を考慮し、将来を見据えた採用計画を検討します。

(2) 訓練計画の見直し

職員間での共通認識を持つことがスムーズな隊活動に繋がり、町民の安心・安全に直結することから、隊活動を意識した各職員のスキルアップを目標とする訓練計画の見直しを図ります。

(3) 施設整備計画の策定・見直し

引き続き、計画的な更新整備を実施し、起債や補助などの財源の確保を考慮した施設整備計画を策定します。

(4) 町立病院との連携体制の維持

町の主要医療機関である美瑛町立病院の救急医療体制の充実のため、お互いの活動内容の共有、知識の共有を図ります。また、引き続き、病院での実習や研修会の開催を実施します。

(5) 消防団の団員確保

ホームページや広報誌、SNS 等を活用し、消防団の活動内容の周知や入団案内を広く周知し、新規団員の確保を図ります。また、消防車の運転に必要な、準中型自動車運転免許の取得に対し助成金を交付し、団員の経済的負担の緩和を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
職員訓練実施回数	回	107	150	200
町立病院受入実績	%	63.0	70.0	75.0
医療機関との合同研修会	回	1	3	4
消防団員の入団割合	%	87.0	90.0	95.0

4-3 くらしの安全対策



現況と課題

▶ 交通安全に対する意識啓発活動

町では、国、道、関係団体等と連携し、交通安全対策に取り組んできました。その結果、交通事故による死傷者は減少傾向にあります。しかし、全道では、年間9千人を超える死傷者が発生しており、交通事故の防止は国、道、町、関係団体だけでなく、町民一人一人が取り組んでいかなければならない課題です。

▶ 地域ぐるみの防犯体制

全国的に高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が増加しており、その手口は複雑・巧妙化しています。今後、ますます高齢化が進むなかで、警察を始め、関係機関・関係団体等と連携した見守り体制の強化と被害を未然に防ぐ取組が求められています。

大麻やケシの自生や栽培については、年に数件の通報があるため、関係機関と連携し、適切な対処を行っています。

近年、DV被害の相談や届出があることから、被害者に寄り添った対応が求められています。

▶ 消費生活の安全確保

情報化の進展等に伴い、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法等の消費者トラブルも増加しています。被害の未然防止や救済に向けて、消費生活に関する啓発・広報活動や、相談体制の充実を図るとともに、消費者団体等と連携し、消費者保護に努めていく必要があります。

個別施策

(1) 交通安全啓発活動の推進

警察及び交通安全推進協会と連携し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育に取り組みます。

自転車を使用することが多い小中学生に対し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させます。

広報紙、SNSなどのデジタル媒体を活用し、交通安全に関する広報を積極的に行います。

(2) 犯罪のない安全な地域づくり

犯罪のないまちを目指し、関係機関・関係団体等が連携した見守り体制の強化を図るとともに、防犯活動への支援を行います。

大麻やケシなど違法植物の栽培や自生の監視を行います。

DV被害者や犯罪被害者にやさしい地域づくりを推進します。

(3) 消費生活相談の充実

啓発・広報活動により悪質商法等の消費者トラブルの未然防止を図り、消費生活相談を実施し的確なアドバイスを行います。

複雑化・巧妙化する特殊詐欺被害に対応するため、町職員が各種研修に参加し、消費生活相談の質の向上を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
消費生活相談に対する解決割合	%	100.0	100.0	100.0

5-1 道路交通環境の向上



現況と課題

▶ 道路の整備と維持管理

建設事業計画に基づき順次道路の改良工事、維持修繕を進めています。毎年、地域から道路改良等の要望が上がっており、要望路線数が増加し続けている状況となっています。

▶ 橋梁の整備と維持管理

町で管理する151橋について、令和元年度に策定した「美瑛町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき順次修繕し、毎年度定期点検を実施し、適正に維持管理を行っています。

▶ 歩道の計画的な整備とバリアフリー

道路改良とあわせて歩道の整備を進めています。郊外においては小学校の閉校とともに不要となっている歩道も見受けられ、また、多くの観光客が訪れる路線については、町民及び観光客等歩行者の安全を確保するため歩行空間を整備する必要があります。

▶ 景観に配慮した道路空間の創出

市街地における景観づくりを進めるため、「美瑛町街路樹等景観整備計画」に基づき、公共空間の緑化や既存街路樹の剪定及び適切な管理に努めています。雪害や病気により街路樹が無い箇所や、環境に調和しない樹種の配置により町民に影響を及ぼしている状況も見受けられ、樹種の入替等検討が必要となっています。

個別施策

(1) 道路の新設、改良、維持修繕

地域の要望を把握し、優先順位を検討しながら、計画的な道路改良、維持修繕を行います。
 国の財源を見極めながら、町の財政事情を鑑み事業を推進します。
 国道及び道道については、道路管理者と連携しながら一体的な整備を推進し、必要に応じて要望書を提出し対応していきます。

(2) 橋梁の維持修繕

毎年度、橋梁の定期点検を実施します。
 橋梁長寿命化修繕計画については、毎年度の定期点検の結果を踏まえて、概ね5年毎に内容を見直します。
 国の財源を見極めながら、町の財政事情を鑑み事業を推進します。

(3) 快適な歩行空間の整備

引き続き、市街地における歩道（歩行空間）の適切な維持修繕を行います。
 郊外の歩道については、利用状況を把握し、危険な路線について歩道の設置や路側帯の拡幅など安全対策を講じていきます。

(4) 道路空間の創出

市街地における景観づくりを進めるため、計画的な街路樹の剪定及び管理を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
道路改良率	%	67.7	68.4	69.2
橋梁修繕完了数	橋	4/33	19/33	33/33

5-2 公共交通網の維持



現況と課題

▶ 利用者の減少による公共交通の維持存続問題

利用者数の減少により、JR 富良野線が「単独では維持困難な線区」として位置づけられるなど、公共交通の維持存続が大きな課題となっています。加えて新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者の減少や乗務員不足など、運行事業者の経営環境は深刻さを増しています。

こうした状況は、もはや運行事業者だけの課題ではなく、地域全体の課題となっています。

▶ 交通弱者等が直面するモビリティ格差

美瑛町の公共交通網は十分とは言い難く、今後も人口減少や高齢化の進行が懸念される中、持続的な公共交通網の維持・確保が課題となっています。公共交通へのニーズが多様化する中、積雪寒冷地という条件下でも、免許を持たない子どもや免許を返納した高齢者が困らない交通サービスが求められます。

▶ 高速ネットワークの形成における課題

本町を含む上川中部圏域は、道内各方面への物流の拠点となっており、交通の便が良い地域であるものの、地域間を結ぶ高規格道路や国道の未整備区間も多く存在します。また、圏域住民の利便性や生産活動等に大きな効果をもたらしている旭川空港ですが、利用者の減少に伴い、羽田便の減便や伊丹、中部便の季節運航等の課題があり、更なる空港の利活用が求められています。

個別施策

(1) 公共交通の維持と利用促進

JR 富良野線の維持存続に向けて、現状と課題を関係機関と共有するとともに、沿線市町で構成する協議会が中心となって開催する各種イベントや PR 活動への積極的な参加により、鉄道の利用促進活動を活発化します。

路線バスの運行継続に向けて、運行事業者との情報交換により経営状況を把握するとともに、広域における地域の関係者により路線バスの在り方について検討します。

(2) 必要とされる移動ニーズの把握と確保

生活スタイルの変化や多様化する地域の移動ニーズを的確に把握するとともに、特殊車両による移送サービスや、バス乗車証及びハイヤーチケット等による各種助成により、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者を支援します。

乗り合いバスやシェアカー、シェアサイクル等、あらゆる交通手段の導入に加え、人々が効率よく便利に移動することを実現する MaaS など、次世代交通サービスの導入を検討します。

(3) 都市間交通網の整備促進

物流の効率化や広域観光、救急医療、災害対策など、暮らしに必要不可欠な社会インフラとして、旭川十勝道路や国道 452 号線の整備促進を国へ要望していきます。

道北圏域全体の活性化に向けて、関係機関の連携による旭川空港の利用促進及び集客機能の強化を図るとともに、関西圏、中部圏への就航拡充を目指し期成会を中心とした要望活動を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
鉄道利用促進に向けた連携事業数	事業	4	5	6
交通サービス関連事業数	事業	0	1	2

5-3 住生活環境の整備・保全（ハード系）



現況と課題

▶ 安心・安全に住み続けることができる住生活の整備

町営住宅については、「美瑛町住生活基本計画」及び「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」により、住生活の安定確保に向けた住宅及び住環境の整備を行ってきました。

少子高齢化等による世帯構造の変化に伴い、求められる住宅ニーズが多様化しており、高齢者・障がい者への配慮や、子育て世帯への支援等、世帯特性の変化に対応する住環境づくりが求められています。

▶ 空き家対策

全国的に空き家が増加し社会問題となっています。

適切な管理がされていない空き家等においては、地域の防災、防犯、景観、建物の安全上等の多岐にわたる問題が生じ、住民の生活に影響を及ぼしていることから、空き家等の発生抑制、適切な管理及び利活用に向けた対策が必要となっています。

▶ 地上デジタル放送難視聴対策

難視聴対策として、市街地の公共施設が起因するビル陰難視聴エリアに対しては、役場とバスセンターから地上デジタル放送を電波により再送信しており、郊外の地形的難視聴エリアに対しては、光ケーブルによる有線での再送信を実施しています。

テレビジョン放送は、最も多くの方が利用する情報入手手段であることから、構成機器の適正な維持管理及び更新を行う必要があります。

▶ 情報通信基盤対策

情報通信基盤として、平成21年度、平成22年度に、光ファイバー網の整備を実施し、町内の居住地は、ほぼすべてのエリアを網羅しています。

整備から時間が経っていることから、将来的な機器の更新や公設民営の運用体制についても検討が必要です。

▶ 衛生的な生活排水（し尿）の処理

水質汚濁防止の観点から、下水道区域外の住宅建築の際には、合併浄化槽の設置の普及を図っています。また、し尿処理については、令和4年度より、旭川市への処理委託を行っています。

▶ 墓地の管理と環境整備

町営墓地については、平成21年に7区を造成したところですが、令和3年度末現在で、使用率が50%となっています。また、近年の動向として、墓の返還が多くなっています。

墓地の使用者管理については、墓地台帳による管理を行い、正確な事務処理と効率化を図っています。

▶ 公園施設の維持管理

公園や緑地は地域の憩いや交流の場として、良好な住環境を形成する重要な役割を担うとともに、子どもの遊び場や健康づくり、災害時の避難場所など様々な機能を持っています。

一方で、多くの公園施設は整備から長い年月が経過し、老朽化が進んでいるため、適正な維持管理が課題となっており、施設の長寿命化やリニューアル整備が求められています。

個別施策

(1) 町営住宅の整備と長寿命化

求められる住宅ニーズに応じた町営住宅の整備を行うとともに、既存住宅の長寿命化を図ることで、住宅セーフティネットの構築を図ります。

(2) 住み続けられる住環境の形成

既存民間住宅の性能の向上や長寿命化を推進し、住み慣れた住宅に安心・安全に住み続けることができる住環境を形成します。

(3) 空き家等の特定と有効活用

庁舎内横断的な連携のもと、危険性が高く適正な管理がされていない空き家等の情報を収集し、所有者に対して適正な管理を促します。

空き家等の所有者に対し、解体費の助成や空き家バンク等の情報提供を行い、土地・建物の有効利用を図ります。

(4) 地上デジタル放送難視聴対策機器の維持

地上デジタル放送構成機器の維持及び計画的な更新を図ることで、安定した地上デジタル放送の再送信を行います。

(5) 情報通信基盤の整備

光ファイバー網の維持及び計画的な更新を図ることで、安定したブロードバンドサービスの運用を図ります。

公衆無線 LAN について保守運用と計画的な更新を図ることで、安定した無線 LAN 環境の運用を図ります。

(6) 下水道区域外における衛生的な生活排水の処理

合併浄化槽による生活排水の普及を推進します。

環境に配慮し、し尿の広域処理を推進します。

(7) 墓地の管理と環境整備

墓地の使用者需要にあった区画数の整備に努めます。

墓地の使用管理を的確に行うとともに、美化環境の維持に努めます。

(8) 快適で安全な公園空間の整備

基本目標 5 自然と共生し生活基盤が充実したまち

長寿命化計画や施設点検の結果に基づき、維持修繕に努めます。

特に利用頻度が高い遊具施設については、国の交付金等を活用し更新も含めた整備を図ります。利用者のニーズや少子高齢化、人口減少など時代の変化に対応した整備を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
町営住宅の入居率	%	96.0	96.0	96.0
住宅所有率	%	72.0	72.0	72.0
特定空家又はそれに類する住宅の認知件数	件	0	0	0
地上デジタル放送視聴率	%	100.0	100.0	100.0
居住地における光ケーブル提供可能エリア	%	100.0	100.0	100.0
遊具施設の健全度	%	44.8	47.0	50.0



5-4 住生活環境の整備・保全（ソフト系）

現況と課題

▶ 環境衛生活動による美しいまちの維持

町では、環境衛生活動については、町内清掃やごみ拾い、「丘のまち缶トリー作戦」といった、地域や団体等の自主的な活動が展開されています。

一方で、観光客の増加とともに、ポイ捨てや不法投棄等が目立つようになり、美しいまちの環境を維持していくための新たな対策やルールが必要になっています。

▶ 環境にやさしいごみ処理の推進

ごみ処理については、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる「循環型社会」の構築に向けて、可燃・不燃・資源ごみ等の分別収集の徹底や、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動等によるごみの減量化が図られています。

引き続き、町内団体による資源回収活動の奨励や、ごみの分別収集への理解を求めるなど、ごみの分別やごみを出さない生活習慣の意識の醸成を図り、更なるごみの減量化を図る必要があります。

また、交流人口の増加に伴い観光関連の廃棄物の増加が見込まれることから、事業系廃棄物の分別やプラスチックごみの扱いについて、検討する必要があります。

▶ 安心で安全なくらしの維持

町では、狂犬病予防を図るため、定期的な啓発や狂犬病予防注射の巡回接種を行っているほか、スズメバチの巣の駆除や食中毒防止のための注意喚起等を行っています。

また、ペットと暮らす家庭が増えていることから、適正なペットの飼育について、啓発を行っています。

町民が安心して安全に暮らしていくためには、行政区・町内会等とも協力して、町民の不安を解消するための対応が必要となっています。

▶ 公害のない暮らしの維持

現在、大気汚染、水質汚濁等、人体に影響を及ぼす公害は起きていませんが、引き続き、経済活動等による公害の発生を監視が必要です。また、自然環境破壊を招く行動を規制するなど、自然環境を保全する取組が求められています。

個別施策

(1) 地域や町民一人一人による環境衛生活動の促進

地域が実施する環境衛生活動を支援します。
町民が気持ちよく暮らせる美しいまちの維持に努めます。

(2) 不法投棄の防止対策

道路にごみのポイ捨てをさせないよう、啓発等による意識づくりを行います。
不法投棄を許さない地域づくりと、啓発等による適正なごみ処理の意識づくりを行います。

(3) ごみの減量化及び分別排出の推進

ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。
ごみの分別排出の徹底を図ることで、資源化率の向上を図ります。
ごみの分類ごとの排出量に応じた収集体制を整備します。
ごみを出さない生活習慣の意識づくりを行います。

(4) 安心して暮らせるための環境整備

より良い動物との共生社会を目指し、正しいペットの飼育やマナーの向上を図ります。
狂犬病予防を促進します。
人命に関わる危険生物から身を守る対策に努めます。
食中毒の防止に努めます。

(5) 公害のない地域づくり

生活に影響を与える公害の発生防止を図ります。
自然を守る活動への支援を行います。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
資源ごみの排出量（収集分、団体回収分）	t	663	588	530
家庭系可燃・不燃ごみ排出量	g/人・日	567	503	455
不法投棄の処理・対応件数	件	11	5	2
狂犬病予防注射の割合	%	70.0	75.0	80.0
公害（大気・水質・騒音）の発生件数	件	0	0	0

5-5 上下水道の整備・維持



現況と課題

▶ 水道水の安定供給

水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、老朽化する管路・施設の更新や、自然災害に備えた施設の強靱化対策が求められています。

▶ 下水道施設の適正な維持管理

昭和 63 年 9 月に終末処理場が供用を開始し、汚水管 67km、雨水管 54km の整備を行ってきました。人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中、下水道施設の老朽化が懸念され、適切な管理や施設の更新が課題となっています。

下水道施設の更新には莫大な資金が必要となるため、費用負担を分散するためにも中期的な計画の策定と、計画的な更新が必要です。

個別施策

(1) 水道施設の更新

経営戦略、アセットマネジメントでの更新事業計画により、耐用年数を超えた未更新管については、工事量を平準化し計画的な更新を図ります。

自然災害に備えた強靱な管路、施設への更新を図ります。

(2) 水道施設の維持・修繕

老朽化等に起因する事故の防止や水の安定供給のため、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、中央監視システム等を活用した水道施設の監視や点検・調査を行うことにより水道施設の効率的な維持・修繕に取り組みます。

(3) スtockマネジメント計画の作成と実践

計画的な点検・調査及び修繕・改築を行う事により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 下水道施設情報のデジタル化

下水道台帳や維持管理情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や町民サービスの向上、災害対応力の強化を図り、質が高く、持続可能な下水道事業の維持に取り組みます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
水道普及率	%	93.0	93.0	93.0
水洗化率	%	97.0	97.0	97.0

5-6 除排雪対策・基幹水利の適正管理



現況と課題

▶ 多様化する町民ニーズへの対応

美瑛町の広大な道路の除排雪には膨大な費用と多くの労力がかかります。また、郊外では新たな住宅の建設が進む一方、市街地では世帯の高齢化が進んでおり、除排雪に対する町民ニーズも多様化しています。

少しでも効率よく作業を行うには車両機械及びオペレーターを確保するとともに、町民一人一人の理解と協力が必要です。

▶ 安全な交通の確保

日々変化する天候や堆雪状況を確認しながら適宜、除排雪作業を実施しています。

引き続き、関係機関と連携し、迅速かつ効率的な除排雪作業を行い、安全な交通を確保していく必要があります。

▶ 本通地区流雪溝の運用

平成 13 年に運用を開始した本通地区流雪溝は、地域住民が主体となり安全かつ効率的な運用を行っています。

しかしながら、住民の高齢化による担い手不足や空家の増加に伴い、投雪未処理の箇所が多くなっています。

▶ 土地改良施設の適正な維持管理

農業用水の不足を解消し、農業経営の安定化を図る事を目的に、国営土地改良事業により造成された、しろがねダム等の土地改良施設は、昭和 45 年より建設を開始し、平成 15 年より美瑛町が国から管理を受託しています。

供用開始より 19 年が経過し施設が老朽化する中、農地に必要となる用水を確保するためには、施設の適正な維持管理、修繕を行う必要があります。

個別施策

(1) 安定した除排雪体制の確保と町民理解

車両機械の定期的な更新を行うとともに、車両台数を確保し、雪堆積場の確保や路線の見直しを図りながら除排雪業務を行います。

福祉施策と連携し、高齢独居世帯、障がい者世帯などに配慮した除排雪に努めるとともに、支援制度を推進します。

町民の除雪マナー向上を図るため、広報紙や防災無線、SNS等を活用した周知活動を行います。

(2) 効率的かつ効果的な除排雪作業の推進

日々の気象情報の確認と定期的な道路パトロールを実施し、堆雪状況に応じた適切な排雪や交差点の拡幅、凍結路面对策を推進します。

国道・道道管理者との情報交換を強化し、効率的な除排雪作業に努めるとともに、緊急時の連携体制を拡充します。

(3) 町民協働による地域除雪活動の推進

引き続き地区住民による活動の推進を図るため、道路管理者である北海道との連携を図り、地域一体となって取り組みます。

福祉施策と連携し、高齢独居世帯、障がい者世帯などに配慮した支援制度の推進を図ります。

(4) 基幹水利施設の効率的な維持管理

国の基幹水利施設管理事業等を活用し、農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理や修繕を行い、農地に必要となる用水を確保します。

基幹水利施設の安定的な維持管理・運営に資する目的で造成された水力発電を活用し、売電収入によって施設の維持管理軽減を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
除排雪が起因した事故の数	件	0	0	0
給水栓使用率	%	100.0	100.0	100.0

5-7 自然環境・景観の保全



現況と課題

▶ 環境問題と深刻化する自然災害

環境問題は SDGs の掲げる 17 のゴールの多くに関わる重要な課題です。世界的な環境問題は我々の生活にも大きな影響を与えつつあります。

道内では、平成 28 年の台風第 10 号による大雨等災害が記憶に新しいところですが、近年、私たちが経験したことのない規模の自然災害が全国各地で発生しており、深刻化する自然災害への備えが必要となっています。

▶ 美瑛の景観の秩序を守る上での課題

新型コロナウイルス感染拡大以前は、年間 240 万人以上の観光客が訪れるなど、全国的、世界的に見ても他に類を見ない美瑛の景観ですが、自然と人々の営みが景観を創造するという合理性に気づかないまま、無秩序な開発行為が行われています。

これまで無意識に享受してきた美しい景観を守り育てていくためには、町に関わる全ての人々に景観の成り立ちを理解してもらう必要があります。

▶ 「日本で最も美しい村」づくり活動

平成 17（2005）年に設立した「日本で最も美しい村」連合は、令和 2（2020）年に 15 周年を迎えたことから、町では、連合設立日である 10 月 4 日を「日本で最も美しい村の日」と制定しています。

今後も、私たちのまちが美しい村であるということを再認識するとともに、これからの世代にもつながる美しい村づくりを推進する必要があります。

個別施策

(1) 豊かな自然環境の保全

十勝岳連峰の裾野に広がる豊かな自然環境は、まちの魅力であるとともに、まちの大切な財産でもあります。将来にわたってその恵みを享受し、持続可能な未来を創造できるよう、SDGsの視点を積極的に採り入れながら自然環境の保全に努めます。

(2) 美瑛らしい景観づくりと景観資源の保存

町内で実施される森林の伐採や建築物の新築、屋外広告物の設置などの行為について、その実施者に対し、美瑛町景観計画の内容の理解と景観形成基準に基づく届出を求めることにより、質の高い景観づくりを推進します。

町民や来訪者を惹きつける美瑛の景観として、農作業用の納屋や敷地境界を示す樹木などが観光資源となっています。これらを景観重要建造物及び樹木として指定し、所有者との協働のもと景観資源の保存に努めます。

(3) 「日本で最も美しい村」の取組の推進

失ったら二度と取り戻せない農村の景観や環境、文化を守り、地域資源を生かしながら、町の自立を目指すため、町協議会を中心とした住民主体の景観修景活動や啓発活動等を促進します。

これまでの事業に加え、新型コロナウイルス感染拡大を契機として広がったオンラインイベントなどを通じ、全国の加盟町村・地域や企業サポーターとの連携を図ります。

道内加盟町村で組織する北海道連携会議が中心となり実施する交流事業やPRイベント、ボランティア活動などを通じ、新たな体制による連携強化を図ります。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定数	件	6	7	8
景観づくり事業参加者数	人	156	200	200

5-8 脱炭素社会の推進



現況と課題

▶ 気候変動と頻発する気象災害、エネルギー問題と問題

地球温暖化は、人類にとって今すぐに食い止めなければならない緊急の課題であり、美瑛町に住む私たちにとっても他人事ではありません。

気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、平成 28 年に本町を襲った台風第 10 号による大雨等災害をはじめ、干ばつ、冷害、洪水など、あらゆる災害が頻発・激甚化しています。このような気象災害は、本町を支える産業や私たちの生活に多大な影響を及ぼすため、町民一人一人が地球環境問題を直視し、課題解決に向けて真剣に取り組まなければなりません。

日本は資源の少ない国であり、エネルギー自給率は主要国と比べ低水準で推移しています。化石燃料に大きく依存した日本のエネルギー構造が、近年の燃料費や物価の高騰にもつながり、我々の生活にも影響を及ぼしています。

エネルギー問題は環境問題にも密接に関連しており、豊富な自然を有する本町にとっては、地域の資源で持続可能なまちづくりを目指すことが、これまで以上に求められています。

個別施策

(1) 再生可能エネルギーの積極的な活用

太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスといったあらゆる再生可能エネルギーの導入を検討し、美瑛町のゼロカーボンシティ化に向けた取組を推進します。

持続可能なまちづくりの実現に向けて、近隣自治体や道外自治体との再生可能エネルギーに関する連携を検討します。

(2) CO2 排出量の少ないサービスの利用促進

再エネ電力とEV、PHEV、FCVを活用した車両走行時のCO2排出量がゼロとなる移動手段の導入を推進します。

徒歩や自転車など自動車以外の移動手段を積極的に選択するとともに、エコドライブの実施やカーシェアリングの利用拡大を検討します。

(3) エネルギーの節約・転換

省エネ家電・LED照明等への切り替えなどによる節電や、こまめに水を止めるなどの工夫による節水を促進します。

適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取組を促すクールビズ・ウォームビズを実践します。

断熱性・気密性の向上や蓄電池等の導入により、光熱費の節約や災害対応力の向上につながる省エネ住宅の普及促進を図ります。

(4) まちぐるみでの脱炭素への取組促進

食事の食べ残しや保存方法の工夫、地産地消の実践などにより、食品ロスの低減を推進します。

使い捨てプラスチックの使用抑制やゴミの分別処理など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
再生可能エネルギーの導入事業数	事業数	1	1	2
脱炭素関連の啓発活動	件	0	5	10
EV充電ステーション設置数	箇所	3	4	5
公用車における環境に配慮した車両の導入	台	1	3	5

6-1 移住・定住対策の充実



現況と課題

▶ 移住後の住居と仕事

町内では、移住・定住希望者の希望にマッチした住居が不足しています。また、働く場所を求める移住者が大勢いる中、町内に希望する仕事が無い場合があります。

こうした状況が、町内への定住化を図る際には大きな障壁となっています。

▶ 移住後のコミュニティ

移住者の孤立を防ぎ、地域住民が移住者との関りを持つことで地域の更なる活性化を目指すため、コミュニティ形成のきっかけとなる場が求められています。また、体験住宅利用者からも町民との交流できる場の提供が求められています。

令和3年度には、移住経験を持つ町民等が集い、まち全体で移住者を支援する団体が創出されました。

▶ 空き家・空き地の有効活用

移住後に際し、郊外の戸建て住宅での生活へのニーズが多い一方、買い手が見つからないであろう等の懸念から売買・賃貸が進まず、未利用の空き家が散見されており不動産の流動化が促進できていません。

住宅の所有者が、空き家に対する高い需要があることを認知できるよう、積極的な情報提供が必要です。

▶ 子育て支援と福祉対策

移住・定住を検討している幅広い年齢層にとって、子育て環境や高齢となった際の福祉事情は重要な検討材料となります。

各年代に対する経済的負担軽減を含め、子育て世代に対しては成長過程毎の切れ目ない支援について、高齢者世代に対しては民間法人における福祉施設の充実についての情報提供が喜ばれる一方で、産婦人科や小児科へは旭川まで通院が必要であることに困惑される子育て世代の方がみられます。

個別施策

(1) 定住化に向けた情報提供

定住促進住宅や民間賃貸住宅への助成に関する情報提供や、町営住宅を計画的に整備することにより移住者の住居の確保を図ります。

不動産事業者と連携し、定住に向けた多様な情報を集約し、適切な提供を図ります。

旭川空港へのアクセスの良さを生かし、利便性の高い居住地として情報提供を推進します。

(2) 就労情報提供と協議会会員との連携

移住者の就労の場の確保に関しては、庁内の関係部局及び町内の関係団体と連携し、働く場についての情報収集及び情報提供を推進します。また、起業に資する助成を含めた情報提供を行うなど、まちを活性化させる取組を推進します。

就農希望者等については、美瑛町農業振興機構や農業者と連携し、一次産業の持続が促される一助となるよう「みんなでつくる」まちづくりへの取組を推進します。

(3) まち全体で取り組む移住者支援

移住者をはじめ、移住検討者と町民との繋がりを創出し、定住後も人のつながりが育んだ良好な関係が継続されるよう、町内関係団体と共同で移住者支援に取り組みます。

(4) 移住対策の推進

空家対策の関係部署と併に「空き家情報バンク」に関わる売買・賃貸登録情報を共有しながら、不動産の有効活用や特定空き家化を防ぐ取組を図っています。この取組の推進により、空き家・空き地が利用され人々の流入が地域全体を活性化に資するよう、取り組んでいます。

(5) 横断的な相談態勢の構築

保育園や幼稚園への通園に係る情報や町の各種子育て支援について、庁内担当部署と連携し情報提供を図ります。

高齢者福祉においては、町内の福祉環境の充実により、誰もが安心して住むことのできる町であることを広く発信し、本町への移住促進を図ります。また、周産期医療、小児医療の環境については、移住希望者に対し町の暮らしを丁寧に説明し、現状への理解を求めています。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
移住・定住促進施策を通じた移住者数	人	58	80	100
移住・定住施策を通じた生産年齢人口の移住者数	人	46	65	80

6-2 関係人口の創出・拡大



現況と課題

▶ 人口減少、少子高齢化等による担い手不足

令和2年の国勢調査結果では、町の総人口は1万人を割り込んでおり、若年層の流出とともに今後も加速度的に人口減少が進んでいくと予想されます。

これに伴い、あらゆる産業において担い手不足が懸念されており、持続可能で自立したまちづくりを実現すべく、担い手不足の解消が求められます。

▶ 地域経済の縮小による負のスパイラル

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させてしまうという負のスパイラルから脱却するためには、町内企業や団体等の更なる活躍はもちろんのこと、町の主体的かつ戦略的な経済対策の展開により、町全体が町外の人との関わりを持つ機会を創出ことが重要となります。

▶ 交流人口の減少による地域の魅力に触れる機会の減少

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町を訪れる観光客数が激減し、まちの主産業の一つである観光業と、観光に関連する各種産業に大きな影響を与えています。

これからは、様々なりスクに対応した観光の在り方を検討するとともに、あらゆる形で町と関わる多様な応援者を増やしていく必要があります。

個別施策

(1) 地域内外の人と人とのつながりの創出

町内外をフィールドとしたワークショップやセミナーなどを積極的に開催し、多くの人と地域課題を共有するとともに、町内外の人同士がつながるための「関わりしろ」を増やします。

(2) 企業や大学等との連携

町外、道外の企業や大学等と連携して、その豊富な知識やノウハウを生かし、まちに新たな人の流れを作ることによって地域課題の解決を図り、地域を活性化します。

また、地域資源を生かした新たなチャレンジを受け入れ、遊休財産の利活用を促進します。

(3) 新たな働き方・休暇の楽しみ方の提供

テレワークやワーケーションなど、新たな働き方を実現できる環境を提供するとともに、町内でしか体験することのできない観光・レクリエーションの提供により、関係人口の創出・拡大の機会を創出します。

(4) 応援してもらえるまちづくり

全国の方から美瑛町を応援してもらえるよう、まちの目指すべき方向性や具体的なプロジェクトを明確にして、ふるさと納税制度等による応援を呼びかけるとともに、まちへの関心と関与を高めながら美瑛ファンの輪を広げます。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
ふるさと納税額	百万円	261	400	500
大学連携による事業数	事業	2	4	4
企業連携による事業数	事業	1	4	4
関係人口に関するイベント数	回	2	5	5

6-3 協働のまちづくり



現況と課題

▶ 町民参加の必要性とまちづくりへの関心の課題

町では、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」に基づき、様々な手法により、町民のまちづくりへの参画を促進してきましたが、町民参加が形骸化しているとの声も聞かれます。

町民参画の機運が熟しつつある中、町民主体のまちづくりとは何かをあらためて問い直す必要があります。

▶ 地域活動の継続支援

地方における少子高齢化、人口減少が進行する中、町民自らが率先してまちづくりに参画していくことが求められるようになっており、地域が抱える課題に対して、町民と行政がそれぞれの役割に応じた対応を行うことが重要です。

また、自治組織等をはじめとする地域運営組織が、地域振興や地域課題の解決に主体的に取り組むことが持続可能なまちづくりに不可欠となっています。

▶ 様々な人権への配慮

男女共同参画や国際化が広く社会に浸透し、多様な生き方が選択できる社会となってきています。まちづくりにあらゆる町民が対等な立場で参画できる環境づくりを進める必要があります。

個別施策

(1) 地域自治の推進

まちづくりの基本的なルールとなる自治基本条例に基づいて、町民・議会・行政による新たな協働のまちづくりを推進します。また、町民と行政との情報共有を推進し、誰もがまちづくりに気軽に参加できる環境を整え、町民が主役のまちづくりを行います。

(2) 地域活動支援制度の確立

自治組織の自主性や自立性を尊重し、地域コミュニティの強化につながる効果的な活動を促進します。また、地域で連携・協力し、主体的に地域の課題解決や活性化に取り組む地域運営組織の活動を支援します。

(3) 平等で公正な社会の実現

男女共同参画やLGBTQ+への理解を促進するとともに、国際化、多文化共生など、あらゆる人権課題に対応した社会環境の整備と意識啓発を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
町民提案事業提案延べ件数	延件 (10か年)	37	67	92
美しい村づくり事業参加者数	人	388	550	550
町内会への加入率	%	96.1	97.0	98.0
附属機関として設置された各種委員会の委員数に占める女性委員の割合	%	調査中	検討中	検討中
小学校・中学校等における様々な人権課題に対応した学習の機会	回	調査中	検討中	検討中

7-1 広報・広聴の充実



現況と課題

▶ 「広報びえい」による情報発信

町では、月に1回「広報びえい」を発行し、町の情報発信を行っていますが、町からの情報を一方的に伝える内容となっており、月1回の発行のため情報の提供が遅くなる場合があります。

今後は、町民が必要とする情報についての確に情報収集し、必要な情報を適時・適切に伝えることができる仕組みが求められます。

▶ SNS やホームページなどデジタル媒体を主体とした情報発信

町では、平成26年からFacebook町公式アカウント、令和2年度からLINE公式アカウントを取得し、SNSを活用した情報伝達を行っています。

しかしながら、SNSはサービスに登録している利用者の方にしか情報を伝えることができないため、いかに登録者を増やしていくかが課題となっています。

また、ホームページは町民が情報を検索した結果、たどり着く情報の着地点として運用していますが、情報を検索しづらい、必要な情報が掲載されていない等の課題があります。

▶ 行政に対する町民の意見・要望の収集

町民が、行政に対し気軽に意見や要望を伝えることができるよう、町内5ヵ所にご意見箱を設置しています。また、町ホームページには、町長にメールで直接問い合わせをすることができる問合せフォームを開設しています。

その他、誰でも気軽に町長と話し合える場として「びえい未来トーク」を行っています。

個別施策

(1) 「広報びえい」による情報発信

「広報びえい」については、「伝える」広報紙から「伝わる」広報紙への変革を進め、町民が知りたいと思う情報を的確に認識し、情報を伝えたい相手（ターゲット）を定めた上で、わかりやすい情報を効果的に発信します。また、情報を速やかに伝えるため、デジタル媒体を活用したメディアミックスを推進していきます。

(2) SNS やホームページなどデジタル媒体を主体とした情報発信

インターネットの普及により、さまざまなデジタル媒体で情報発信を行うことができるようになりました。今後は、町民に対し、LINE 公式アカウントを活用した戦略的な情報発信に取り組みます。

SNS が、町民が情報を得る手段として必要不可欠なツールであると認識されるよう、価値ある情報発信を行うことで、登録者の増加を図ります。

行政情報のアーカイブ及びハブとしての機能を有したホームページの構築に取り組み、各種情報媒体からホームページへの誘導を促進します。

(3) 行政に対する町民の意見・要望の収集

町民からの多様な意見・要望を聞くことができるよう、引き続き、ご意見箱・問い合わせフォーム、未来トークなどの各種取組を推進します。

寄せられた町民の声に対して、町としての考え方や対応策などをホームページ上で公開するなど、町民と行政の双方向情報共有に取り組み、町民と行政とのコミュニケーションを深めます。

達成目標

指標名	単位	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (評価値)	令和 14 年度 (目標値)
美瑛町ホームページアクセス件数	件	969,486	1,100,000	1,200,000
美瑛町 LINE 公式アカウントの登録者数	人	2,009	2,400	3,300

7-2 デジタル改革・行政改革の推進



現況と課題

▶ 申請手続きにおける町民の負担

現在、町役場において各種申請手続きをする際、町民が窓口へ足を運んだり、来庁時にも複数の窓口で手続きをしたりする必要があるなど、手続きをするための時間や手間が町民の負担となっています。

町が実施している電子申請手続は、現在1手続となっており、手続で本人確認時に必要となるマイナンバーカードについては、約6割の人が持っていない又は持っても利用されていません。

▶ デジタルデバインド（情報格差）

町の情報通信基盤として、光ケーブルについては居住地においてほぼすべてのエリアを網羅しています。また、一部の公共施設においては、公衆無線LANを整備しています。

ソフト面では、スマートフォンアプリなどを活用したサービスや情報発信の利活用が増えてきており、情報入手の機会が創出されています。

▶ DXによる地域課題の解決

人口減少や少子高齢化等の様々な社会課題に対して、地域社会のデジタル化を進め、新たなサービスの提供など、住民の利便性向上と地域課題の解決に向けた取組を進める必要があります。また、自治体においてもデジタル技術等の活用による業務の効率化を図り、限られた人的資源を更なる行政サービスの向上につなげていく必要があります。

▶ 行政改革の推進

多様化し増大する町民ニーズに的確に対応するため、行政改革の取組をより一層発展させ、創意工夫による事業選択や経費の抑制等を図るため、住民の理解と協力の下で組織の更なる効率化を図る必要があります。

▶ 行政機構と職員体制の見直し

町内人口に則した組織機構とするため、定員適正化計画に基づく計画的な定員管理を行っていく一方で、増加していく行政事務や多様化する住民ニーズに的確に対応する体制づくりが求められています。

▶ 職員の能力・資質向上

職員の基礎的な能力に基づいた政策形成力等の向上と、多種多様な行政運営に必要な創造力豊かな発想を持った人材の育成、確保、意識改革を図る必要があります。

個別施策

(1) 電子申請の推進

町民の各種申請手続きの負担を軽減するため、「行かない」「待たない」「書かない」で可能となる手続きの追加を検討します。

(2) 地域社会のデジタル化と自治体 DX の推進

デジタル技術を活用した情報発信やシステムの導入、インフラ整備を推進するとともに、アナログの選択肢やデジタル化に対応するための説明会を開催するなど、デジタル技術の利用に不慣れな人への相談・支援を推進します。

ICT を活用して地域課題の解決・活性化を図るほか、行政手続きのスマート化や自治体の DX による業務の効率化を図ります。

(3) 行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、社会情勢と町民ニーズを反映した効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

(4) 効果的な行政組織の構築

将来人口に見合う行政規模を確立し、適正な行政機構となるよう、必要に応じた行政機構と職員体制の見直しを行い、質の高い公共サービスを効果的に提供します。

(5) 職員の政策形成力・行政運営能力等の向上

人材育成策による職員の資質向上、職員研修の充実、自学活動を促進するほか、職員の意識改革につなげるための人事評価制度の確立を目指します。

達成目標

指標名	単位	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (評価値)	令和 14 年度 (目標値)
電子申請件数割合	%	0.0	5.0	10.0
電子申請可能手続割合	%	0.0	5.0	20.0
スマホ教室開催件数	回	2	5	10
居住地における光ケーブル提供可能エリア	%	100.0	100.0	100.0
マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請手続取扱い数	手続	1	26	26
行政改革大綱における実施項目の実施率	%	100.0	100.0	100.0
職員定員適正化計画における目標値の達成率	%	100.0	100.0	100.0
人事評価制度の実施率	%	100.0	100.0	100.0

7-3 健全な財政運営



現況と課題

▶ 基金総額の確保

令和3年度決算に基づく基金（土地開発基金を除き、備荒資金組合超過納付金を含む）総額は41億6,200万円となっています。

今後も必要な事業を実施するための貴重な財源として基金を活用しますが、同程度の基金残高を維持することにより、将来的な町政運営の安定化を図る必要があります。

▶ 適正な財政健全化判断比率の維持

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき毎年算定している財政健全化判断比率について、現時点においては財政の早期健全化が望まれる「早期健全化基準」には該当していない状況にあります。

今後においても現在の水準を維持し、健全化基準に該当しない財政運営が必要です。

▶ 町有財産の適正な維持管理

人口減や社会構造の変化などが進むなかで、社会基盤であるインフラ施設や各公共施設の適正な管理が必要となっています。未利用となっている町有財産の有効活用や老朽化対策、施設の廃止も含めた検討を進め、時代に即した公共施設の在り方を検証し、適正な規模での維持管理を行う必要があります。

▶ 財源の確保

安定したまちづくりの実施のため、これまでも町税をはじめとした財源の確保に取り組んできました。各事業の実施に当たっては、国や北海道の補助事業や交付税措置のある取組を推進していますが、今後においてはこれまでの取組に加え、民間と連携した取組など新たなまちづくりの在り方についても検討を進める必要があります。

個別施策

(1) バランスの取れた事業計画の策定

各年度で実施が見込まれる事業について財源の見通しを立てることで歳入と歳出の均衡を図り、必要とされる事業について着実に実施しながら、将来にわたって安定した行政運営が行える財政基盤を維持します。

(2) 精密な財政運営計画の構築と計画的な事業実施

今後の財政運営の指針となる財政運営計画の数値見通しを精密化し、計画と実績との乖離を抑制することで、より現実的な将来見通しを行います。また、財政見通しを踏まえた計画的な事業の予算化と計画に沿った事業の実施により、健全な財政状況を維持します。

(3) 各公共施設の維持管理方針の作成と実践

インフラを含めた各所管施設毎の現状把握と今後の対応方針を具体的に定め、効率的な維持管理を行うための基礎とします。また、台帳整備など資産の適切な整理を図り、町有財産の改廃を含めた財産管理について検討します。

(4) 財源の安定確保に向けた取組

積極的な財源の確保

国や北海道の補助事業、各団体等が実施している補助メニューを有効活用し、町単独の負担となる一般財源の支出を抑制します。

適正な税務事務の執行

税負担の公平性と納税秩序の維持を図るため、納税相談や滞納処分を適切に行うとともに、上川広域滞納整理機構などと連携した取組を実施し、安定した税収の確保に努めます。

(5) 新たな財源の確保に向けた取組の実践

まちづくり寄附や企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングなど、美瑛町のまちづくりを応援いただける方々からの支援による事業の在り方を検討し、民間との協働による取組を推進します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
土地開発基金を除き、備荒資金組合超過納付金を含んだ基金総額	千円	4,162,000	4,500,000	4,500,000
連結実質赤字比率	%	▲19.6	▲17.0	▲15.0
実質公債費比率	%	11.6	10.0	9.0
将来負担比率	%	41.2	55.0	55.0

7-4 効率的な行政運営



現況と課題

▶ 公共サービスの低下と自治体間格差の拡大

全国的な人口減少や少子高齢化が進行する一方で、大都市圏に人口が集中することにより、地方においては人々が安心して快適に暮らしていくための基盤が損なわれつつあり、行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されます。

小さな町が教育、福祉、文化など公共サービス提供のための施設等をすべて自らが整備し運営していこうとする考え方には限界があり、いわゆるフルセット主義を見直さなければなりません。

個別施策

(1) 活力ある社会経済を維持するための拠点の形成

旭川大雪圏域連携中枢都市圏の形成に向けて、個々の市町が行政のフルセット主義を排し、自治体間で有機的に連携することにより、圏域住民の生活機能等を維持確保します。

大雪地区広域連合や一部事務組合（消防、清掃、葬祭）が行う行政サービスの共同実施により、広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応します。

達成目標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (評価値)	令和14年度 (目標値)
連携中枢都市圏連携事業数	事業	28	31	34

SDGs

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

令和4年12月19日
まちづくり委員会資料

「美瑛町自治基本条例（素案）」に対する町民コメント実施結果について

「美瑛町自治基本条例（素案）」に対して、町民等の皆さまからご意見を募集しました結果について、ご意見の概要とご意見に対する考え方は次のとおりです。

貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1 町民コメントの実施結果

案件名	美瑛町自治基本条例（素案）
実施期間	令和4年10月18日（火）～11月18日（金）
案の公表方法	1 指定する場所での閲覧又は配布 （まちづくり推進課、役場町民コーナー、町民センター、 図書館、ビ・エール） 2 町ホームページへの掲載
意見等の提出方法	郵送、ファックス、電子メール、ご意見箱への投函
結果の公表方法	町ホームページ
意見等の提出者数・ 件数	提出者数：2名 件数：12件 【提出方法内訳】郵送：0名、ファックス：0名、 電子メール：1名、ご意見箱：1名
案の修正内容	別紙「条例案／条例素案対照表（素案からの修正箇所）」のとおり

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。

2 意見の概要と意見に対する考え方

<p>項目</p>	<p>第5条（条例の位置づけ）</p>
<p>ご意見</p>	<p>最近の説明では「条例に優劣はなく、自治基本条例も他と同じく条例のひとつ」と説明されているようですが、「この条例を最大限に遵守しなければなりません」と、最高上位の条例であることを命令口調で掲げられている。他の条例よりも上位に位置する最高上位の条例が、町民の「確かな意向」もないまま作られているのは大きな問題。「止まらない公共事業」をむやみに続けるのではなく、将来の美瑛町のためにも、立ち止まり考え直す必要性、「作る公共事業」ばかりではなく、「作らない選択」の勇気も大切です。他の項目でも提案させていただいておりますが、全体的に「現在の条例で対応できるもの」、「国の法律に抵触している内容」をはじめ、条例で掲げなければいけないのかとを感じるものが多く、何が話し合われていたのか疑問も生じます。「素案なのでご意見を承り内容を充実させます」ではなく、これでは町民として恥ずかしい内容。自治基本条例は「不要」という、美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
<p>町の考え方</p>	<p>ご意見のとおり、条例である以上、条例間に優位劣位の間接関係を定めることはできないため、本条例は、他の条例と並列の関係にあります。町民、議会及び行政が町民主体の自治を確立するための理念と、その理念を具体化する制度と、制度を動かす原則を規定しているため、他の条例と横断的に関連していると考えています。</p> <p>したがって、第5条は、本条例が最高上位の条例であることを示すものではございませんが、町民を含めた自治の担い手に対して条例の位置づけを確認する条文であり、条文中の「遵守しなければなりません」を「尊重します」と主体的な表現に変更させていただきます。</p> <p>なお、本条例は不要というご意見につきましては、趣旨反対のご意見として受け止めさせていただきます。</p>

項目	第7条（情報の提供）
ご意見	<p>「町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で」とありますが、「適切」というのは誰が決めるのか、その定義も不明。町民が情報を求めても、町長や町職員が「都合が悪い」と思えば「適切ではない」として隠すことも合法化できる内容。第6条「情報の共有」、第8条「説明責任」、第9条「情報公開」と掲げているのだから「町政に関する情報はすべて町民に提供する」とならなければいけないはず。個人情報については、国の個人情報保護法を運用すればよいこと。町長の交際費や出張に関する内容など、個人情報に関係しない部分まで黒塗りして隠す現在の町の体制で「適正」が町民によい意味で機能するとは考えにくい。まず町民の町に対する不信感をなくした上で条例を検討することが先ではないでしょうか。情報共有・提供・公開等に関する条例は「不要」という、美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>「適切な時期」は、予算案の提出や各種計画の策定、事業の経過報告、まちづくり評価等を、また、「適切な方法」とは、広報や町ホームページ、防災無線、町公式LINE、町民説明会等を想定していますが、広義にそれぞれの政策や施策、時代に合った情報提供を行うための規定としています。</p> <p>このように、第7条は町政に関する情報提供の基本的な方針を定めるものであり、提供する情報の選別を議会や行政で行うことを規定した条文ではないことをご理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	第 8 条（説明責任）
ご意見	<p>素案は、町民参加による答申案に対し、“町民から説明を求められた場合には”との紛らわしい条件が挿入され、町民にとって問題です。</p> <p>①第 14 条の町民参加を求める事項(1)から(7)など、町民生活に関わる政策がいつどのように発生しているか町民は知らないから、行政に説明を求めることができません。すると行政は、町民が求めないから“説明しなくてよい”となります。</p> <p>②また、本条に“町民から説明を求められない場合”は定めがないから、行政は“説明してもしなくてもよい”となります。</p> <p>③以上から、“行政は政策の発生過程から説明責任を果たす”との本条の趣旨は実効性を失います。これでは、「重要なことが決まってから出てくる」「意見を言っても変わらない」と町民に根強かった批判は解決せず、何も変わりません。</p> <p>◆よって、行政のメリットのために町民のデメリットが生じるような条文は、町民・議会・行政の協働の妨げとなります。基本原則にも反し不合理な文言“町民から説明を求められた場合には”を削除していただきたい。</p>
町の考え方	<p>第 6 条（情報の共有）は、町民、議会及び行政は互いに町政に関する情報を伝え合い、共有することを規定しています。</p> <p>また、第 7 条（情報の提供）は、議会及び行政は「町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します」と規定しており、行政は予算や各種計画の策定、事業の報告、まちづくり評価等の「適切な時期」に町民の皆さまに情報提供を行うことを既に規定しています。</p> <p>第 8 条は、第 7 条に基づく情報提供が分かりにくい場合や情報に不足がある場合、町民は行政に対して情報の説明を求めることができること、また、行政は町民からの説明の要求に対して誠実に対応しなければならないことを規定しています。</p> <p>したがって、第 8 条の「町民から説明を求められた場合」という表現は、行政からの一方的な情報提供に終わることなく、町民から行政に対して情報の説明を請求できることを明記するために必要な表現であることをご理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	第10条（個人情報保護）
ご意見	<p>個人情報はデリケートな問題を含むだけに「個人情報保護法」という国の法律で守られており、地方自治が個人情報の取り扱い等の何らかの権限を持つということは法律と別の解釈を許してしまう可能性も生じる。法律の主旨から外れた、町長や町職員の勝手な解釈も可能とさせてしまう条例は不要。個人情報保護法は、地方自治が変に関わってよい法律ではなく、条令で軽々しく扱うべきではない。</p> <p>また、「美瑛町個人情報保護条例（令和5年美瑛町条例●号）」と、来年の議会で決める内容なのか、議決権も得ていない不確定な条例案が基本になっています。議会で否決されたら条例改正となるのか。これは明らかにおかしい話し。「不要」という美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>現行の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）については、地方自治体は適用除外となっており、各地方自治体においてそれぞれの個人情報保護条例を制定しています。しかし、個人情報保護法が改正され、令和5年4月以降は、地方自治体も個人情報保護法の直接適用となることから、町では美瑛町個人情報保護条例を廃止し、共通ルールである個人情報保護法が適用されることとなります。</p> <p>本条例の素案につきましては、個人情報保護法の改正に伴い美瑛町個人情報保護条例は廃止されることを踏まえて、「美瑛町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」と規定を整理させていただきます。</p>

項目	第12条（会議の公開）
ご意見	<p>素案は、町民参加による答申案にある、議会の会議の公開に関する1項を、議会規則の委員会の規定と整合しないとの理由から全削除したもので、町民にとって問題です。</p> <p>①町民が信託した議会の委員会の情報を、町民が得られない不合理のもとで、町民自治の追求はできません。</p> <p>②そもそも“自治条例にあわせた議会改革は会議規則の変更で対応する”と表明されたのだから、規則を変えて前に進む時です。</p> <p>③委員会の公開は傍聴に限らず、概要（日時・議題・出席者）、議事要旨、議事録、傍聴、録画の公開など、規則で順次進められるはずでず。</p> <p>◆よって、委員長の議会報告で「原案可決」しか町民に伝わらない現状のデメリットを解消するため、原案から削除した条項を復活していただきたい。</p>
町の考え方	<p>ご意見のとおり、議会における会議の公開について規定するべきと考え、素案を修正させていただきます。</p>

項目	第18条（まちづくり委員会の設置）
ご意見	<p>本条は、第49条と同じく委員会の概要（審議事項と組織）が別途の規則で定めるとなっていて、町民にとって問題です。</p> <p>①委員会の概要（審議事項と組織）を規則で定めることは、行政にメリットがあるかもしれないが、参加を考える町民には別途規則を見ないと伝わらないデメリットがあります。</p> <p>②現行のまちづくり条例でも、第21条（審議事項）および第22条（委員会の組織）として規定されています。</p> <p>③そもそも別途の規則で定める合理的な理由が、町民として分からない。</p> <p>◆よって、町民参加の委員会の概要（審議事項と組織）を条文に記載していただきたい。</p>
町の考え方	<p>条例に基づいて設置される委員会については、その組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることを通例としています。</p> <p>したがって、他の条例に基づいて設置される委員会と整合性を図るため、まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めさせていただきます。</p>

項目	第18条（まちづくり委員会の設置）
ご意見	<p>「まちづくり委員会」は現存しているもの。要不要はその時の行政で決めればよいことで、条例で将来の町民にまで無理強いすることではありません。違った形の、違った権限のということであれば、現在運用されている条例の改訂で出来ること。「不要」という美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>まちづくり委員会は、今後の自治の推進の上でも必要な制度であるため、第18条でまちづくり委員会の設置を規定し、引き続き、町政への町民参加の場として運営していきたいと思えます。</p>

項目	第19条（住民投票）
ご意見	<p>「別に条例を定め、住民投票を実施することができます」とありますが、「別に条例を定める」のであれば、自治基本条例で定める必要がない。そもそも「町長が自分の医師で住民投票を行うための条例内容。町長が自分に都合の良い使い方をするためのものに見える。「町政に関わる重要事項」ならば、町民の声の代弁者である議員たちによる議会で議論すべきで、議会軽視の内容。「不要」という美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>ご意見のとおり、町政に関わる重要事項については、住民の代表者である議員の間において議論されるべきではありますが、住民投票は間接民主主義を補完するものであり、民主主義において必要不可欠な制度であると考えています。</p> <p>よって、第19条では、住民の意思を直接確認する必要があると認められた場合は、住民投票の実施が可能であることを確認的に規定していることをご理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	第23条（子どもの権利）
ご意見	<p>第13条にも出てきますが「子ども」の定義が提示されておらず、拡大解釈されて一部に都合の良い使い方をされる可能性があります。「町政に参加する権利」も、住民投票で乳幼児にも投票権を与えることになれば、保護者の意向により結果が左右されかねません。まちづくりに関する決定事項で年齢制限を設けたら、当条例に掲げられている「町民の町政参加」に反します。ケースバイケースで年齢制限を設ければいいとするのであれば、条例で「子ども」を掲げる必要性がありません。町内で子どもの権利が侵害されている状況がない中で、あえてこの条例を入れるのは子育てや教育関係者に失礼なことで矛盾も多く、他の条例内容との整合性もとれていません。「将来的にも権利侵害されないように」とするのであれば、条例ではなく「子育て計画」の中で、専門職の町民などが時代に沿った形で話し合い決めていけばよいこと。「不要」という美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>ご意見のとおり、子どもの定義を規定するべきと考え、素案を修正させていただきます。</p> <p>第23条（子どもの権利）は不要という意見につきましては、趣旨反対のご意見として受け止めさせていただきます。</p>

項目	第29条（議会の役割）第30条（議会の権限）第31条（議会の責務） 第32条（議員の責務）
（意見	<p>条例を運用するのは行政。行政側から議会について「説明しなければなりません」などと条例で掲げるのは、議会に対する行政の不当介入や議員の権利侵害にもなります。「合議制」としながら、議会より行政が上の立場の内容。町民から選ばれた議員の「責務」を、町長や町職員が運用する条例で定めなければいけないことなのか。「議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任をもたなければなりません」とありますが、「誠実ではない・責任を果たしていない」と判断するのは、自治基本条例で定める以上は行政です。町長や町職員の気に入らない発言などをした議員は。条例にのっとり「不誠実」と町長や町職員が注意できるということ。行政の監視機関の役割を果たすはずの議員が、町長や町職員の顔色を伺わなければいけないとなれば、言論の自由も奪いかねません。「行動規範を示したもの」としても、それは議会内で議長を中心に行えばよいことで、行政側で条例を作り町長や町職員が口出しすることではありません。町長や町職員に都合の良い内容でしかなく、合議制をないがしろにする内容。「議会の了承を得て作っている」としても運用するのは行政。将来にわたり議員は行政に何も言えないようにする条例は、議会の負の遺産でしかない汚点です。議会に関する一連の内容は「不要」という、美瑛町にとって前向きかつ建設的な提案をさせていただきます。</p>
町の考え方	<p>第4条（基本原則）に基づいて自治を推進するためには、自治の担い手である町民、議会（議員）、行政の役割や責務等を明確にする必要があるため、第29条から第32条を規定させていただきました。</p> <p>議会に関する一連の内容は不要というご意見につきましては、趣旨反対のご意見として受け止めさせていただきます。</p>

項目	第49条（美瑛町自治推進委員会の設置）
ご意見	<p>素案は、町民参加による答申案にある、委員会の概要（審議事項と組織）の条項（2項から5項）を削除し、別途の規則で定めるとなっていて、町民にとって問題です。</p> <p>①委員会の概要（審議事項と組織）を規則で定めることは、行政にメリットがあるかもしれないが、参加を考える町民には別途規則を見ないと伝わらないデメリットがあります。</p> <p>②現行のまちづくり条例でも、第21条（審議事項）および第22条（委員会の組織）として規定されています。</p> <p>③そもそも別途の規則で定める合理的な理由が、町民として分からない。</p> <p>◆よって、町民参加の委員会の概要（審議事項と組織）を条文に記載していただきたい。</p>
町の考え方	<p>条例に基づいて設置される委員会については、その組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることを通例としています。</p> <p>したがって、他の条例に基づいて設置される委員会と整合性を図るため、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めさせていただきます。</p>

項目	附則
ご意見	<p>「住みよいまち美瑛をみんなで作る条例」の廃止は、これまで町民に告知・理解されてきた内容でしょうか。条例は「町民みんな作るもの」であれば、「廃止」の際も「町民みんなで考え理解を得たうえでなくすもの」ではないでしょうか。新しくできたからと、勝手に町が消し去ってしまってよいものではないはずです。この条例の策定に思いを込めた町民の方々もいることでしょう。そもそも今回の自治基本条例は、町長の選挙公約にはあったものの、選挙の争点にはなっていない公約。町民の理解を得られているとは言い難いものです。今回の内容を見る限り、「住みよいまち条例」の改正でまったく問題がありません。それどころか「こんな条例があったら将来のまちの人々が困る」と予測される内容も多く含まれています。町税と言う貴重な予算をかけてきたことですが、作るばかりではなく、公共事業を止めるのも前向きな勇気です。建設的な意見として、自治基本条例案は廃案、不都合があるようなら現在の条例の改訂での対応を提案します。</p>
町の考え方	<p>本条例は、町民、議会及び行政が自治の担い手となり、暮らしやすいまちを創るために町民参加や情報共有等の仕組みづくりを行い、「みんなで作るまちづくり」を目指すことを目的としています。</p> <p>また、「住みよいまち美瑛をみんなで作る条例」は、本町における現行の町民参加に関する条例となりますので、策定当時の目的や背景等を十分に理解しながら、少子高齢化や人口減少等、地域社会が大きく変わりゆく時代の中、将来を見据えた新たな町民主体の自治を目指し、本条例の素案を策定したことをご理解いただきますようお願いいたします。</p>

議案第 号

美瑛町自治基本条例の制定について

美瑛町自治基本条例を次のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 情報共有（第6条～第12条）
- 第3章 町民参加（第13条～第18条）
- 第4章 住民投票（第19条・第20条）
- 第5章 町民（第21条～第24条）
- 第6章 協働・コミュニティ（第25条～第28条）
- 第7章 議会（第29条～第33条）
- 第8章 行政（第34条～第36条）
- 第9章 行政運営（第37条～第44条）
- 第10章 連携・協力（第45条～第47条）
- 第11章 条例の見直し等（第48条・第49条）
- 第12章 雑則（第50条）

附則

前文

私たちのまち美瑛町は、十勝岳連峰を背景に、どこまでも波のように続く丘

丘陵地帯が広がり、農業の営みと自然との共生が創り出す美しい景観が多くの人に愛されているまちです。

今日の美瑛町は、開拓以来、十勝岳の噴火、水害、冷害、丘陵地における農業の困難さといった多くの苦難と試練を乗り越え、まちの発展に尽くされた多くの先人により築き上げられたものです。

私たちは、先人が築いてきた地域資源や精神を次世代を担う子どもたちに引き継ぎ、新しい時代に対応できる持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があります。

私たちは、「住み良いまち美瑛」の実現を目指し、町民、議会及び行政が町民主体の自治を確立するための基本となる美瑛町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）、町内で働く者、町内で学ぶ者及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。
- (3) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町政 議会と行政が担う自治の活動をいいます。
- (5) コミュニティ 町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図ることを基本理念とし、町民主体の自治を推進します。

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、美瑛町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 町民参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加の下に行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、協働して地域課題の解決を図ります。
- (5) 多様性尊重の原則 町民、議会及び行政は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、その他多様性を尊重します。

(条例の位置づけ)

第5条 この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。

(情報の提供)

第7条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供します。

(説明責任)

第8条 行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町民から説明を求めら

れた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明します。

(情報公開)

第9条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号）の規定により、情報を公開します。

(個人情報保護)

第10条 議会は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）の規定により、適切な保護を図ります。

2 行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の規定により、適切な保護を図ります。

(町民の意見等)

第11条 議会及び行政は、町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めます。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を町民に公表します。ただし、規則で定める場合は除きます。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

3 議会及び行政は、提出された意見等の検討経過について記録し、適切に管理します。

(会議の公開)

第12条 議会は、本会議を原則公開し、委員会その他の会議を美瑛町議会委員会条例（昭和62年美瑛町条例第2号）、美瑛町議会会議規則（昭和62年美瑛町議会規則第1号）及び別に定めるところにより公開します。

2 行政は、附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の会議を町民に公開します。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないを認

められるときは、非公開とすることができます。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第13条 町民は、美瑛町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

- 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。
- 5 議会及び行政は、満18歳未満の者(以下「子ども」といいます。)に対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加する機会を確保します。

(町民参加の対象)

第14条 行政は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、町民参加を求めます。

- (1) 美瑛町まちづくり総合計画(以下「総合計画」といいます。)の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
- (2) 政策に関する基本方針の制定並びに町民の権利及び役割に関する条例の制定、改正又は廃止
- (3) 広く町民が利用する町の施設の新設、改良又は廃止の決定
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が望ましいと思われる事項

2 行政は、軽微な事項、法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより、町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

(町民参加の方法)

第15条 行政は、前条第1項に規定する各号の事項を実施するときは、次の

各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 町民コメント制度（パブリックコメント）の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法
(提出された意見等の取扱い)

第16条 行政は、前条に規定する町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討します。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の各号の事項を町民に公表します。ただし、個人情報保護法の規定により公表することが適当でないとき認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由
(審議会等の委員の選任)

第17条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう、規則で定める場合を除き、次の各号に掲げる事項に配慮し審議会等の委員を選任します。

- (1) 定数の一部に公募による委員を含めます。
- (2) 委員の年齢、性別等の均衡を図ります。
- (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にします。
(美瑛町まちづくり委員会の設置)

第18条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会を設置します。

2 美瑛町まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第4章 住民投票

(住民投票)

第19条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、別に条例を定め、住民投票を実施することができま

す。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項並びに住民投票が成立する要件は、前項に定める条例に規定します。

3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求等)

第20条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

第5章 町民

(町民の権利)

第21条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第22条 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。

2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

(子どもの権利)

第23条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。

3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第24条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、互いに調和を図り、まちの発展のために寄与するよう努めます。

第6章 協働・コミュニティ

(協働)

第25条 町民、議会及び行政は、地域課題の解決を図るため、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

(コミュニティの役割)

第26条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

第27条 町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、コミュニティを守り、育てるよう努めます。

(行政とコミュニティ)

第28条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行うよう努めます。

第7章 議会

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表機関として、町的意思を決定します。

2 議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを基本とし、会議における自由な討議を尊重しなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(議会の権限)

第30条 議会は、条例、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する検査、監査請求及び調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念にのっとり、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第32条 議員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、住民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません。

3 議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(町民との情報共有と町民参加)

第33条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映します。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置づけ、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けます。

3 議会は、町民との意見交換の場を設け、これにより政策提案を行うよう努めます。

4 議会は、広報紙の発行及びインターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実に図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供します。

第8章 行政

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の基本理念にのっとり、町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応で

きる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営に努めなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

(行政の責務)

第35条 行政は、この条例の基本理念にのっとり、町民及び議会と連携及び協力して事業を執行することを基本とします。

2 行政は、条例、予算その他の議会の議決並びに法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正に執行しなければなりません。

3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

(職員の責務)

第36条 職員は、この条例の基本理念にのっとり、町民の視点に立ち、高い倫理観の下、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上に努めなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

第9章 行政運営

(総合計画)

第37条 行政は、美瑛町の目指す将来の姿と取り組むべき政策及び施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定します。

2 総合計画に関して必要な事項は、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例（令和〇年美瑛町条例第〇号）で定めます。

(まちづくり評価)

第38条 行政は、行政運営を進めるに当たり、適正な評価（以下「まちづく

り評価」といいます。)を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

(評価の公表)

第39条 行政は、まちづくり評価の結果を町民に公表します。

2 前項の結果の公表は、政策及び事業等の目標や成果を、適切な時期に、町民に分かりやすく示します。

(財政運営)

第40条 行政は、総合計画及びまちづくり評価を踏まえ、中長期的な視点の下に美瑛町財政運営計画を策定します。

2 行政は、美瑛町財政運営計画に基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行います。

3 行政は、予算、決算及び財政状況等について分かりやすい資料を作成の上、町民に公表します。

(行政手続)

第41条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例（平成9年美瑛町条例第1号）で定めます。

(政策法務)

第42条 行政は、すべての職員の法務能力の向上に努めるとともに、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

(危機管理)

第43条 行政は、災害や事故などから町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう危機管理体制を整備します。

2 行政は、町民及び関係機関と協力し、連携を図り、災害や事故などに備えます。

3 前2項に規定する危機管理に関し必要な事項は、別に定めます。

(出資法人)

第44条 行政は、法第221条第3項の法人（以下「出資法人」といいます。）
に関し、町からの出資、補助及び経営状況等について、毎事業年度、町民に
公表します。

2 行政は、出資法人に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適
正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督します。

第10章 連携・協力

（町外の人々との連携及び協力）

第45条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かなまちをつくるため、社会、
経済、農業、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協
力を図ります。

2 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識
し、積極的に国際社会との交流を図るとともに、そこから得られた知恵や情
報をまちづくりにいかすよう努めます。

（国及び北海道との連携及び協力）

第46条 町は、国及び北海道と互いの役割分担を明確にし、効率的な行政運
営や課題の解決のため、連携及び協力を図ります。

（他の市町村等との連携及び協力）

第47条 議会及び行政は、共通する広域的な課題を解決するため、他の市町
村等との連携及び協力を図ります。

第11章 条例の見直し等

（条例等の見直し）

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条
項がこの条例の理念を踏まえ、美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合してい
るかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、次条に定める美瑛町自治推進
委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に
基づく事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ず
るものとします。

（美瑛町自治推進委員会の設置）

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第12章 雑則

（施行規定）

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。

（住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例の廃止）

2 住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例（平成15年美瑛町条例第4号）は廃止します。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例第20条の規定により設置されている美瑛町まちづくり委員会は、第18条第1項の規定により設置されたまちづくり委員会とみなします。